

総合科学技術会議
第38回生命倫理専門調査会議事概要

1. 日時 平成16年7月13日(火) 18:00~20:00

2. 場所 中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室

3. 出席者

茂木敏充科学技術政策担当大臣

(委員) 薬師寺泰蔵会長 阿部博之議員 大山昌伸議員 岸本忠三議員

黒川清議員 石井美智子委員 位田隆一委員 香川芳子委員

勝木元也委員 島園進委員 高久史磨委員 西川伸一委員

藤本征一郎委員 町野朔委員 南砂委員 鷲田清一委員

(事務局) 林統括官 福下審議官 清水審議官 外山参事官 他

4. 議題

(1) ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方について

(2) その他

5. 配布資料

- 資料1 総合科学技術会議第36回生命倫理専門調査会議事概要(案)
- 資料2 ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方(最終報告書素案7月7日版)
- 資料3 ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方(最終報告書案7月13日版)
- 資料4 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」(中間報告書)
に関するご意見に対する考え方の作成方針(案)
- 参考資料1 最終報告書とりまとめのための議事進行に対する疑問
-審議に基づかない報告書は「報告書」と言えるのか-(島園委員)
- 参考資料2 最終報告書素案7月13日版(第1~第3)についての修文提案
-付、根拠となる議事資料-(島園委員、鷲田委員)
- 参考資料3 ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方
最終報告書に対する共同意見書・骨子
(石井委員、位田委員、勝木委員、島園委員、鷲田委員)
- 参考資料4 最終報告書素案 第4章「制度的枠組み」に関する修文意見
(共同提案)(石井委員、位田委員)

午後6時00分 開会

(薬師寺会長) それでは、先生方、お忙しいところ本当にご苦労さまでございます。よろしくお願いいたします。

38回の専門調査会でございます。

本日は途中で大臣がごあいさつに見えられますので、そのときはまた途中中断してごあいさつをお願いしたいと思います。

それでは、まず配付資料の確認をお願いいたします。

(外山参事官) 資料1が前々回の議事概要(案)でございます。

資料2が7月7日版の基本的考え方。

資料3が7月13日版、本日付の基本的考え方、最終報告書案でございます。

資料4が「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」(中間報告書)に関するご意見に対する考え方の作成方針(案)でございます。

参考資料1といたしまして、島菌委員から、最終報告書とりまとめのための議事進行に対する疑問。

それから、参考資料2といたしまして、島菌委員、鷲田委員の方から、7月13日版についての修文提案をいただいております。

参考資料3といたしまして、石井委員、位田委員、勝木委員、島菌委員、鷲田委員から、ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方最終報告書に対する共同意見・骨子をいただいております。

参考資料4といたしまして、石井委員、位田委員の方から、最終報告書素案第4章「制度的枠組み」に関する修文意見をいただいております。

お手元に第37回の議事概要につきまして配付してございますけれども、確認作業が終わっておりませんので、参考として配付させていただきました。調査会終了後回収いたしますので、机の上に置いていただきたいと思います。

以上であります。

(薬師寺会長) ありがとうございます。

先生方、今事務局が申しあげました資料は全部お手元におありでしょうか、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、茂木大臣がいらっしゃいましたので、大臣からごあいさつをお願いいたします。

(茂木大臣) 第38回の生命倫理専門調査会の開会に当たりまして、一言ごあい

さつ申し上げたいと思います。

現在の生命科学の急速な進歩は人類社会に大きな恩恵をもたらす一方で、生命に関する社会の基本的な価値との関係を問いかける、大変重要なテーマであると考えております。

こうした中で、この生命倫理専門調査会がこれまで検討されてきた人クローン胚を含めましたヒト胚の取扱いは、科学技術と人間の生活や社会の調和を図る上で極めて重要な今日的な課題であると認識いたしております。

本調査会におきましては、この問題に関して平成13年の8月以来約3年間にわたって32回の議論を重ねていただきました。各専門委員の皆さんのご尽力に心から感謝を申し上げる次第であります。

また、この間多数の有識者の皆さんからのヒアリング、そしてまた中間報告書に対しますパブリック・コメント、さらにはシンポジウムを開催して、国民との直接対話なども実施してきたと伺っております。これまでの薬師寺会長、そして委員の皆さんのご尽力に改めて心より感謝を申し上げる次第であります。

昨年12月に中間報告書を取りまとめいただいたわけではありますが、中間の報告書の段階はできるだけ幅広く意見を取り入れたいということから、両論併記の形で取りまとめをいただいたわけではありますが、これからおまとめいただきます最終報告書は、ヒト胚の取扱いに関しまして社会規範の基本的方向性を定める以上、幅広いご意見を取り入れつつもできるだけ一定の方向を示すものになることを期待いたしております。

本日はこのヒト胚の問題についての最終的な取りまとめに向けてのご議論をいただくと伺っております。取りまとめいただきます最終報告書につきましては、23日を予定しております今月の総合科学技術会議の本会議におきまして、これを議論した上で関係省庁に対しまして意見具申を行い、必要な措置を求めることにしております。

委員の皆様におかれましては、本日もさらなるご尽力をいただければと思っております。

改めて本日までのご尽力に対しまして感謝を申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございます。

(薬師寺会長)大臣、ありがとうございました。

大臣は所用で中座いたしますけれども、議事を進めさせていただきたいと思いを。ありがとうございます。

それでは、お手元に36回の議事録がおありになると思いますけれども、それはすべての先生方のコメントをいただきまして修正済みでございますので、確認をさせていただきたいと思いを。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

前回はまだ未調整でございますので、後で回収いたしたいと思いを。

それでは、議題に入らせていただきたいと思いをけれども、今日は前回合意をしていただきましたように、最終的な回でございます。その進め方は時間が、制限がございますので、やや制限的にどういうふうにするかというのでご提案申し上げたいと思いを。4章の制度のところはまだやはり議論が進んでおりません。それで、4章を中心に1時間ぐらいとらせていただきまして、少しご議論をしていただきたいと思いを。

それから、最終的な全体をごらんいただきまして、それについていろいろご意見をちょうだいしたいと思いを。そして、その後主文というふうに申し上げますけれども、主文の部分に関して決定させていただきたいと思いを。前回、位田先生、ほかの先生のご指摘のように主文が決定されないと少数意見ができないということでございますので、そして主文の決定に関しましては私としては採決をしないと、すべて採決をしない方向で今日は進めていきたいと思っております。

そして、参考意見の点がございませけれども、それぞれの中でもし補足意見がございましたらおっしゃっていただきたいと思いをけれども、それでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、第4章についてご議論をお願いをしたいと思いを。

事務局から、どういうふうに修正をしたかということにつきまして説明をさせます。よろしくお願ひします。

(外山参事官) 会長、前回の修正で第1章、第2章、第3章もありますので、あわせてよろしいですか。

(薬師寺会長) それでは、よろしゅうございますか、あわせてということで。それから、第4章についてご議論をしていただきたいと思いを。

それでは、お願ひいたします。

(外山参事官) お手元の資料3をお願ひいたします。

1 ページ目でありますけれども、位田委員のご意見を踏まえまして、社会規範の検討において基本原則とされてきたというところを修文しております。

主なところだけ申し上げます。

それから、4 ページでございますけれども、下から2 行目でありますけれども、前回この人の生命の道具化、あるいは女性の道具化というふうな意見があったわけでございますけれども、位田委員の人間道具化の懸念がいいのではないかということで落ち着きましたので、以下「人間の道具化」という文言で統一してございます。

それから、5 ページの中ほどでございますけれども、参考資料2 の島菌、鷲田両委員の修文意見を踏まえまして、生殖補助医療研究目的での作成・利用のところで、「子供を生みたい」という人としてのやむにやまれぬ願いに応えるためであり、社会的にも妥当性があるというふうに修文をしております。ただし、ご意見は4 ページの方のイのヒト受精胚尊重の原則の例外と、ここでの修文でございましたけれども、4 ページのイは先天性難病であるとか、あるいはES も含むものでありますので、5 ページのアの方に記載していただいたわけでございます。

それから、7 ページでございます。

(4) 結論というところをヒト受精胚の取扱いに必要な枠組みの考え方というふうに言葉を整理して、それから未受精卵の提供者である女性を保護するための枠組みをあらかじめ整備する必要があるということは上にも書いてあるんですけれども、必要な枠組みに関する記述の部分なので、入念的に記載したということでもあります。

それから、8 ページでございますけれども、前回西川先生の方から、ntES 細胞、nuclear transfer ES 細胞というふうな国際学会でのご指摘があったわけでありまして、nuclear transfer だとクローン胚以外にもあるわけでございますし、クローン胚でかつ人からのES 細胞であることをはっきりさせるために、西川先生のご指導のもと、論文で用いられているsomatic cell nuclear transfer、SCNT - ヒトES 細胞という用語で以下統一してございます。

それから、8 ページの下の方でイでヒトES 細胞の分化及び再生医療の治療効果に関する研究のところで、ここは中身は変わっておりませんが、輸入したES 細胞と国内での樹立、使用に場所を書き分けたということだけでござい

す。

それから、9ページでございますけれども、キの体性幹細胞の研究の現状でありますけれども、位田委員のご指摘でもう少し体性幹細胞の研究の現状について記述を追加すべしというご意見がございましたので、皮膚幹細胞からの培養、皮膚移植や骨髄細胞移植による血管新生等、臨床応用段階のものも報告されておりということで記述を追加いたしまして、45ページの参考文献にも関連する文献を掲載したところであります。

それから、3の人クローン胚の取扱いの検討のところの(1)基本的考え方ありますけれども、「生命の健康の維持や」というふうなことは非常に広いということで、前回の鷺田委員のご指摘を踏まえまして、基本原則の使っている言葉である「健康と福祉に関する幸福追求」ということを記載しております。

それから、一番下の行でございますけれども、これも参考資料2の島菌、鷺田両委員の修文意見を踏まえまして、「難病等に対する再生医療の研究のための人クローン胚の作成・利用は、「よき生存」への人としてのぎりぎりの願いに応えるためのものであり、健康と福祉に関する」というふうに記載しております。ここも島菌、鷺田両委員のご意見はもう少し上の(1)のところで記載すべきということでございますけれども、受精胚との横並びの関係上、(2)のところで書いたということでございます。

それから、10ページのイ、社会的妥当性のところで変成疾患、もともと「変成」の「成」の字が違っておりますけれども、これを削除したということでございます。

それから、11ページの(4)で結論を受精胚と同様人クローン胚取扱いに必要な枠組みの考え方というふうに言葉を整理したというところでございます。

それから、いよいよ12ページ、13ページにかけてでございますけれども、第4、制度の枠組みについてでございます。

ここの2、制度の内容、(1)ヒト受精胚の研究目的での作成・利用でございますけれども、ここは参考資料3、共同意見書の骨子、それから参考資料4の石井、位田両委員のご意見を踏まえまして修文してございます。ただし、ちょっと直前に薬師寺会長の方からご指示を受けまして、今の案よりもさらに修文してございます。

ちょっと読み上げますけれども、資料を今その部分だけ打ったのをお配りいた

しますので、よろしく申し上げます。

(1) の上から数行は変わっておりませんで、「強制力を有する法制度として整備するのは、倫理観や生命感の押し付け的な側面もあって、極めて難しい」の「極めて」を削っております。

それから、この E S 指針について実効上特に問題が生じてないことを考えれば、「現時点では、このようなガイドラインであっても、目的は達し得ると考えられる」で、この「十分に」を消していただきたいと思います。目的は達し得ると考えられる。このため、かかる社会規範は当面は、ここで「法律に拠らないものの」と二重線で消してございますけれども、さらに「遵守すべき」まで消していただきまして、当面は国のガイドラインとして整備すべきであるが、次に「新たな法整備の是非については」を消していただきまして、「当ガイドラインの遵守状況等を見守りつつ、新たな法整備も視野に入れて今後とも引き続き検討していくものとする」というふうに修文の指示がございました。

それから、13 ページの下でございますけれども、島菌委員の参考資料 1、それから共同意見書骨子の参考資料 3、それから事前に藤本委員との調整も踏まえて、国の定める基準を満たす研究の審査体制を整備した生殖補助医療技術の専門家の団体による個別審査の考え方は一括して削除しております、13 ページの下から 4 行目から 14 ページの上から 3 行目まで削除するというところでございまして、そのかわり 13 ページの下から 6 行目から、「この際国は生殖補助医療研究のために受精胚の作成・利用を計画している研究がガイドラインの定める基準に適合するかを審査するための適切な枠組みを整備する」というふうにしております。

それから、14 ページでございますけれども、中ほど線を引いてございますが、特にこのクローン胚研究におきます I R B につきましては、受精胚と基本的には同様でございますけれども、これまで我が国で例がないことから特出ししております、位田、石井両委員のご意見の言葉を取り入れているところでございます。

それから、「また」以下の段落でございますけれども、基本的には余剰胚由来の E S 細胞に対する規制の考え方や手続の適用が適当であるためというのは、前回言葉でご説明したわけでございますけれども、念のため文字にさせていただいております。

それから、研究の科学的検証の記載の段落でございますけれども、意義という

言葉が若干わかりにくいということでございまして、ここを科学的合理性というふうに限定しておりますけれども、さらに科学的検証を継続的に行う必要があるということでありましたけれども、どこがやるのかということが不明確だったため、上記の制度的枠組みの整備を踏まえつつ、総合科学技術会議を中心として科学的検証を行うための体制を整備する必要があるというふうに述べております。

社会的妥当性を含めた全体の見直しにつきましては、前回言葉で申し上げましたけれども、15ページでございますけれども、第5、むすびの下から5行目のところに最新の科学的知見や社会的妥当性の評価に基づいた見直しを行うことも重要であるというふうにしてございます。

なお、報道等でフランスの新生命倫理法につきまして報道されているわけでございますけれども、現在法案の条文とか、それから内容につきまして、外交ルートを通じて確認中でありますので、今後正しい情報を入手次第、参考資料の36から37ページ、それから40ページの表については改正いたしたいというふうに思っております。

以上であります。

(薬師寺会長) 全体にわたって先生方の修正意見を最大限入れさせていただきました。さらに、今日これからご議論をいただく第4章の制度的枠組みはこのようにすっきりいたしました。それで、大きな問題は法整備ということ視野に入れて今後検討していくべきであろうと、こういうふうに入れました。

それで、国民的な浸透みたいなものをベースに、必要であればそういう議論も継続して検討するといったしました。これは私の修文でございます。

それから、この13ページの下のところはいろいろご疑念等々がございましたけれども、このようにすっきりさせていただきまして、制度のページは非常に必要な部分を入れて、そして十分考慮してない点という点はなるべくすっきりさせているということでございます。どうぞご議論をしていただきたいと思います。

島菌先生、どうぞ。

(島菌委員) 制度の問題に入る前にその前を片づけておかなきゃいけないと思いますので。

(薬師寺会長) 順序といたしまして、制度の時間がとれないので、まず制度の話の先にいかがでしょうか、ずっとこの前の方にやると最後まで制度が時間がないと言われるので、最後戻ります。必ず戻ります。でも、制度の話はこの前からの

続きでございますので、島園先生のご指摘のように、まずちょっとここで時間をとらせていただいて、ご議論をするということではいかがでしょうか。

先生方、よろしゅうございますか。

その点に関しまして、よろしくどうぞお願いいたします。時間をとらせていただきますので。

鷲田先生、どうぞ。

(鷲田委員) 2の制度の内容の1のところ、つまり今紙片でお配りいただいた部分の記述について意見を申し上げたいと思います。

それで、要するにこのヒト胚の作成ということで問題になっているのは、生命の操作とか製作というプロセスを伴うことであって、したがって人間の道具化とか手段化ということにつながるおそれがあって、そのためにいろいろな法的、もしくはガイドラインによる規制ということをしなければならないと思うのです。

この人間の道具化、手段化というのは先ほど4ページにもありましたように、人間の尊厳という私たちが最大限遵守すべきとしている理念に反する可能性が背馳するからこそ危惧しているわけです。そして、この点についてはこの審議会でどなたも反対されなかったと思うのです。あるいはまた生命観の違う人、例えばカトリックの信仰をお持ちの方、つまり受精の瞬間に人としての生存が始まるとお考えの方であっても、生命の製作は原則的に不可とする、そして、道具化と手段化は認められないということは合意されたわけです。これを損なう可能性があるものについては、これだけは絶対に損なってはいけない理念として法的な整備が必要なのではないか、そしてそれに基づいて個々の細目についてガイドラインで指示するというのが正しい道筋ではないのだろうかと思ひまして、だからここに書かれている議論から、だからガイドラインでやってもいいではなくて、だからこそ法整備とそれに基づくガイドラインという形をとらねばならないのだという、私はそういうような結論になるように思います。つまり私たちが38回かけてここで議論してきて、絶対に譲れないこととして合意できているのはこの2点だと思うのですが、いかがでしょうか。

(薬師寺会長) ほかの先生方、いかがでしょうか。

西川先生、どうぞ。

(西川委員) 町野先生のお渡しになった報告書で、何先生だったか忘れたですが、尊厳ということはどういう範囲で考えるかというのは難しいと僕自身は思います。

ですから要するに人の命を絶対的に大事にするという形での尊厳概念があったり、それからそれに関して例えば個人の自由というものと尊厳というものを対立させたりということ、一般的な存在として単純に尊厳概念があるかどうかということに関しては、いろいろ意見があるということについて余り皆さん意義がないのではないかと僕自身は思うのです。けれども、ただ先生がおっしゃる絶対に許せない尊厳という範囲というか、その辺は結構明確かどうかという問題なのですけれども。

(驚田委員) 私が言いましたのは、すでに尊厳の内容です。つまり生命は製作しない。それから、人を道具化もしくは手段化しないということであります。それは尊厳の具体的な内容だと思います。一番限定された内容だと思います。だから、尊厳をということで法的整備をするのではなくて、今言った具体的な内容ではここではどなたも反対ないはずだと考えております。

(西川委員) 例えば、生命……。

(薬師寺会長) ちょっと私が司会でございますので、どうぞ。

(西川委員) 生命という場合に、いろいろな生命が僕はあると思うんですけれども、例えば無生物から生命をつくるという研究についてもカバーするのとか、意外と一概に言えない。ただ、人の生命という話になれば、それは次の問題であって、ですから生命というよりは多分驚田先生がおっしゃるのは人の生命、人の生命という部分について、例えば具体的に何をもって人の生命の創作と定義するのかという問題です。少なくともクローン法案に関しては、完全な個体を生み出すという意味で人の生命の定義が行われたと思うのです。ですから、そこは完全に一致したのではないかと思うのです。けれども、例えば細胞であるとか、そういう部分について本当にアグリーメントがあったのかどうかということにすると、僕自身にとっては何か難しいという感じはします。

(薬師寺会長) ほかの先生、位田先生、どうぞ。

(位田委員) 今の驚田先生と西川先生のご議論なのですけれども、要するに人の生命は大切にしましょうというのが人の尊厳という言葉の基本的な内容であると思うのです。そこに何がどこまで入るかというのは個別に考えていかざるを得ない。しかし、人の尊厳という言葉を使うことに対する批判は、人の尊厳というのはなかなか定義できないとか、中身がよくわからないと、だから人の尊厳という言葉を使ってはいけないという主張があるわけです。

この委員会の中にもそういう方もおられた、使ってはいけないとはおっしゃらなかったけれども、使っても余り意味がないという趣旨のことをおっしゃった方もおられると思いますけれども、基本的には人の尊厳、英語で言えば Human Dignity ですけども、これは国際的にも使われている言葉で、具体的に定義をしるといって、哲学者の間でさえ多分いろいろな議論があると思うのです。しかし中心的な考え方は先ほど鷺田先生がおっしゃったとおりだと思います。その上で、細胞はどうなのかとか、もしくはクローン人間の場合はどうなのかという具体的な話を始めると、それはそのとき、そのときでこういう行為、もしくはこういうふうな形で胚もしくは細胞をつくる、操作するということはどうなのかという判断をする際の基準として使います。西川先生がいろいろおっしゃっているように具体的な場合から中に入って行くのではなくて、むしろ核になる概念があって、それを使って我々は判断をしているのだし、それが基準になっているんだということについては、それほど異論はないと思うのです。

ある行為、例えばクローン胚をつくり出すという行為が尊厳に反するかどうかというのは、それが問題になったときに議論をして決めるべきだし、例えばクローン胚についてもクローン胚だったら何でも尊厳に反するというふうに言うのか、もしくはクローン胚をつくって再生医療に使うんだから尊厳に反しない可能性があるというふうに言うのか、それはケースバイケースで違ってくると思います。それを余りに個別のケースからこれはどうなんだというふうに疑問を投げかけられると、実は論理が反対になってしまうのではないかと思いますので、人の尊厳の議論はこの段階に至ってはやらなくてもいいのではないかと思います。

(薬師寺会長) 途中でございますけれども、2つ言い忘れました。軽食が出るということを忘れていました。軽食が出ておりますので、お食べになりながら議論をしていただきたいと思います。

それから、時間でございますけれども、今日は8時までということでございますけれども、重要な話がありますので、30分ぐらいは超過するというところをお許しいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。今日はディグニティーな話は鷺田先生のご定義はそういうことであるから、そうするとこの13ページの制度の法を、基本法をつくるべきだと、こういうご主張でございますから、そのところを私は今後とも引き続き検討していくべきであろうということを書いております。けれども、その修文も含めまして、最終決定をいたし

ますので、ご議論をしていただきたいと思います。

石井先生、どうぞ。

(石井委員) 位田先生と共同で意見を出させていただいておりますが、それについては位田先生の方から後でご説明いただきます。

(薬師寺会長) 私もよく読ませていただきました。

(石井委員) 修文を含めて、会長提案について質問をさせていただきたいと思えます。

本日、訂正されました第1の「新たな法整備を視野に入れて、今後とも引き続き検討していくものとする」とありますが、主体が書いてないのです。総合科学技術会議が検討していくという趣旨でございますか。

(薬師寺会長) 前の文章をそのまま引きずっているわけです。直した部分、13ページの前でございますね。それで、今後とも引き続き検討していくべきであろうと、こういうような主張、それは……。

(石井委員) べきであるということですか、どこで行うのですか。

(薬師寺会長) そうということは、まだ私がここを直した部分については特に具体的な話はございませんでした。

(石井委員) 先生の修文の前のおきも「検討していくものとする」と入っていたのですが、主体が入ってない。日本語は書いている人が主語だから、主語を省いてであるというふうに思うのですが、そういう趣旨かどうか。

(薬師寺会長) ここのところはガイドラインとガイドラインに関する議論として、先生方がお書きになっているのは法律ということでございますから、法律との話になると国民的な浸透でございますから、法律をつくるわけですけれども、引き続き検討というのは、私は個人的にはこの中には書き入れにくいのです。けれども、総合科学技術会議の中におけるワーキンググループみたいなものをつくって、検討を続けていくべきであろうと思って書きました。そういうふうにと書くとバイディングで、もう少し具体的にというのですけれども、問題は法整備を視野に入れて検討していくと、最初はガイドラインを採用して、それを見守りながら、それで国民的な浸透を待ち、法整備が必要だという国民的な考えが熟成したら、それは法整備の方にいくべきだろうと、こういう意味でございます。おかしいですか。

(石井委員) まだあるのですが、全体として、主体が書いてあることと書いてな

いことがあるのです。そして、今のご説明ですと、どこかで検討するのではなくて、国民が、法律が必要だというような意見が出てきたら検討をするということのようで、ここの文章から受ける印象と随分違うと思うのですけれども。

(薬師寺会長)申しわけありません。つまり私は法学者じゃないところがあるので、ちょっとあいまいで申しわけありません。

私の意図は先生たちのお考えを読ませていただきまして、法整備のこともちゃんときちんと考えていこうということが重要だろうというニュアンスでここのところを直ささせていただいたということでございます。

(石井委員)検討主体を明確にして、報告書後行われる手続を考えていただきたいと思います。

(薬師寺会長)申しわけございません。ラストミニッツで直させましたので、申しわけございません。

(石井委員)それとの関連でいきますと、14ページの2の直前は「文部科学省及び厚生労働省は」とあるのは、このヒト受精胚のガイドラインについてはそこで具体的な内容を検討するという趣旨ですか。

(薬師寺会長)ガイドラインに関してはそういうことでございます。

(石井委員)(2)の方は14ページの中ほどに「未受精卵の入手制限については文部科学省及び厚生労働省において」と書いてあるのです。それだけが文部科学省、厚生労働省、ヒト受精胚についてはガイドラインそのものが文部科学省、厚生労働省とあるのに対して、人クローン胚の特定胚指針の改正や国のガイドラインはどこで検討をするかということは、書かれていないのです。

(外山参事官)いわゆるクローン技術規制法につきましては、文部科学省の所管でございます。特定胚指針につきましても文部科学省が所管していると。特定胚指針を改正するときには、特定胚指針に既に総合科学技術会議に諮問、答申をするというふうに明らかになっている事柄につきましては、あえて書く必要はなからうということで書いてございません。ただ、補完する国のガイドラインという事柄につきましては、これから両省で詰めていく事柄もあり、あえてここを細かく書いてないということだけでございます。

(薬師寺会長)島園先生、お願いいたします。

(島園委員)そこが最も大事なところで、そういうぐあいにもこういう根本的な規範に関する検討を省庁に投げてしまうということは非常に無責任であると思いま

す。

ここは中間報告書にはしっかりと最後に今後の検討を新しい生命倫理の検討体制で行うというふうに示唆してございます。これはずっと1997年以来、各省庁を超えてヒト胚の根本的な規範について検討をする、そういう一段上位の機関を設定すると、その目的で生命倫理委員会、そして生命倫理専門調査会というものがあるわけでありまして、それをこの段階で薬師寺会長はどこかへやっていまするわけなので、非常に問題です。先ほど総合科学技術会議の中にワーキンググループとおっしゃいましたけれども、これはそういうようなグループで、ワーキンググループというようなもので検討すべき事柄では絶対はない。そういうところをはっきりさせていただきたいと思います。非常に重要な問題だと思います。

(薬師寺会長) 私は法整備に関しましては、そのものの専門家の先生方がご議論をした方がいいと思っております。総合科学技術会議としては、その中にワーキンググループをつくって、具体的にどのような機関決定かというのは、私は会長でございますけれども、総合科学技術会議の機関の話でございますから、ワーキンググループというふうな言葉を使わせていただきました。それがあいまいでよくないということではご批判を受けますけれども、所掌領域的に言うとなんかぎりがぎりのところでございます。でも、きちんとその検討を行うということはここで私の個人的な考えとしては表明させていただきます。

(島園委員) 井村会長が、前会長ですが、これまで以上に総合科学技術会議からある種の独立した検討組織をとるというふうにおっしゃっていた。それに対して、総合科学技術会議のワーキンググループというのは、非常に従属した検討組織です。井村会長がこういうふうにおっしゃったことについて、薬師寺会長はどういうふうにお考えになっているのか、伺いたいと思います。

(薬師寺会長) 私はそれなりの信念が仕事上あります。それはこういうことでございます。

総合科学技術会議というのは、後で述べようと思いましたが、今述べさせていただきます。科学の振興を担うものだというので、それでこういうようなヒト胚の話として、科学の振興だけでは済まされない問題がある。したがって、井村会長は違う組織とおっしゃいました。でも、私は科学というものは、島園先生もご理解していただけたらと思いますけれども、私は文科系の人間ですから、科

学というものは科学だけで独立するものではありません。社会に受容されるということが重要でございますから、そのために私みたいな文科系の人間が8分の1いるわけです。

私は、総合科学技術会議は科学を振興するというふうに言った設置法にある中には、科学の中には光と影というものがあるのではないかと、生命倫理専門調査会というのは、これは総合科学技術会議でやるということは科学を進めるための会議ではなくて、社会にとってどういうふうに受容されるかというようなことをこれから総合科学技術会議がきちっと担保していかなければいけないのではないかと思います。

それで、私は生命倫理の専門家ではございません。だけれども、これをお引き受けしたのは総合科学技術会議の使命ということをご理解していただくために、光と影、社会の中における科学に対する考え方のいわゆる敵対的な考え、それから受容的な考え、そういうようなものも総合科学技術会議の中で議論しなければ、世間から総合科学技術会議は、個人的考えです、今申し上げているのは。総合科学技術会議の先生方で議論しているわけではなくて、私が会長を引き受けるときにはそういう考えを持ちました。だから、島藺先生へのお答えとしては、私は総合科学技術会議はきちんとやるべきことはやれると思っています。

どうぞ。

(島藺委員) これまでの方針と大きく転換したというふうに認識なさっているかどうか、それとも今までの方針を堅持する、そういうふうにお考えなのか、伺いたい。

(薬師寺会長) 方針というのはどういうことでしょうか。僕は1人の人間でございます、研究者でございますので。

(島藺委員) その時々の方針の、あるいはその時々の方針の政治的意思、あるいは政治的意思に基づく行政的意思、そういうものに基づいて生命倫理が議論されていいかどうか、それをそれ以上高い見地から生命倫理を検討するんだと、そういうことがクローンの問題の検討の最初で確認されたことで、私はそのときからおりますから、森亘会長が当時の委員長がおっしゃり、それから当時の大臣もそういうことをおっしゃった。そういうことを踏まえて言っております。

(薬師寺会長) 私は何か言質をとられるようなご質問に関して、なかなか正直言って島藺先生、私はこの分野に関して素人でございます。私の仕事はまとめると

いう仕事として認識いたしました。私がまとめるときに、前の今までの森先生からずっとやっていることは勉強いたしました。勉強が足りないか、わかりませんが、その継続の中でやらせていただくということで、私が会長になったからといって、突然変わったような考えは毛頭持っておりません。ただ、先ほども申し上げましたように、科学の振興を母体に行っている総合科学技術会議がこういうことを進めることはおかしいのではないかというようなご質問がもしあった場合には、そうではないのだというのが私の個人の考えでございます。それを表明させていただいたということでございまして、少し前に進ませて。

はい、どうぞ。

(島園委員) それでしたら、この中間報告書の末尾の井村会長のおっしゃっていることを是認するというを言っていたらそれで結構です。

(外山参事官) お手元の資料の中で、中間報告書がブルーファイルに入っていると思いますけれども、42ページでございますが、その一番最後に生命倫理に関して独立した検討組織を設けることも含めて、体制整備について検討をしていくことを求める議論もあったと。議論もあったという点の紹介をこのむすびにしておりまして、この点についても今後討議することが必要であるということでございまして、結論であったということではなくて、こういうふうな議論があったという紹介だと思っております。

(薬師寺会長) 位田先生、どうぞ。

(位田委員) 私と石井委員の方で共同提案をさせていただいた制度的枠組みの修文意見でございます。それをもしお許しいただければご説明をしたいと思います。

(薬師寺会長) 参考資料の4でございますね。

(位田委員) それに入る前に若干指摘をしたいと思うんですが、先ほどの13ページのガイドラインの遵守状況を踏まえて法整備の是非について検討するというのは、これはなかなか難しいでしょうし、科学者の方がこれでオーケーされるかどうかというのは私は甚だ疑問に思います。

(薬師寺会長) 先生、直したのは「見守りつつ」と直したので、同じような……。

(位田委員) 要するに、基本的にはガイドラインをつくって、必要があれば法律にするという、そういう趣旨であろうと理解をしていますが、これは多分論理的に逆なのだろうと思うのです。

ガイドラインというのは、規制の程度が比較的緩やかで、そういう意味では科学者の方たちの良心を信頼すると、そういう趣旨だろうと思うのです。それに対して、法律というのは規制の程度としてはきついものですので、研究の自由という観点からすると、もともと弱い規制があるところへ法律をつくって、より厳しくしろというのはよっぽどクローン研究でよくないことが起こるといことが前提にされているか、もしくは科学者は信用できないという判断を下すか、そのあたりだと思います。ですから、ちょっとこの順序は論理的にはおかしいのではないかというふうに思っております。

(薬師寺会長) どういうふうに。

(位田委員) 私はですからこれからご説明するように、さきに法律にするべきと考えています。

もう1点極めて細かい話ですが、法律家の特に本来は国際法を専攻している者の言い方からしますと、「ものとする」という言葉づかいは義務を示す言葉づかいでございます。英語で言えばshallですね。shouldではなくてshallを示す言葉で、法的な義務が発生することでございますので、私は「ものとする」というのはハッピーですけれども、本当にそれでいいですかという問題がございます。

それはそれといたしまして、きょう参考資料の4で配っていただいている制度的枠組みに関する共同提案ですが、ごく簡単にご説明をしたいと思っております。

本来ならもう少し時間をかければ、もっと短くてコンパクトなものできたはずなのですが、少し急いでしまったので、8ページにもわたってしまいまして申しわけございません。

この修文意見の共同提案の骨子だけ簡単に説明をさせていただきます。

制度的枠組みを議論するためには、基本理念がまずなくてはいけない。それは何かというと、人の胚というのは人の生命の萌芽であって、人の尊厳に由来する存在を持つから、人とは同じではないにしても、人に準ずるようなその地位にふさわしい取扱いが必要であるということです。これを基本理念と考えております。この点については、この専門調査会でどなたも反対はされないだろうと思っております。

我々は生命倫理というのは、一種の社会規範だというふうに考えておりますし、薬師寺会長もそういうふうにおっしゃったと思っておりますけれども、そういう観点から今申し上げたような基本理念に基づいて、生命倫理という名の社会規範を策定

すると、その場合に何が必要であるか、もしくはどういった種類の規範が必要であるかということ、2人とも法律家でありますので、法律家の目から見て何がより妥当であるか、必ずしも法律至上主義になっているつもりはございませんが、こういう種類の規範をつくるのに何が必要かということで修文意見を出させていただいております。

1ページの終わりから2ページにかけては、社会規範として生命倫理を考える場合には、一番上に法律があって、その次に国の指針があり、それから学協会レベルのいわゆる専門家集団による自主規制のガイドラインがあり、一番下には個々人の倫理観に基づく自己抑制があると述べています。これらいずれの種類の規範をとるにしても、重要なのはその規範が守ろうとしている社会的な価値が何であるかということ、つまり何をまずはっきりとさせて、その守るべき価値に対応した規範の形態をとるべきだという考え方でございます。

それから考えますと、ヒト胚というのは先ほど申し上げたように人の生命の萌芽であって、人間という存在に由来するものであり、したがってそれだけの大きな価値を持っているので、その価値を保護するためには、もしくはその価値がないがしろにされないためには、法律という最も重要な形態が妥当していると思います。

その場合に、なぜ法律が最もいいのかという説明を2ページの終わりから5ページにかけて、幾つか項目を挙げながら述べております。

一つ一つは読んでいただければおわかりになるかと思いますが、人間の尊厳なり人の命を大切にすること、もしくはそれにかかわって人権の保護という問題は日本国憲法にも明示されておりますし、それらは国際的にも当然重要な価値として認識をされています。それが損なわれるような事態が今来ている可能性があるという危惧、そういう状況が一方にあります。他方で研究の自由というのも必要であって、科学が進歩していくというのは、研究の自由というこれも一種の人権でございますので、人権に裏づけられた研究活動に基づいています。

そうすると、人の生命の萌芽を保護することと研究の自由の保護というものを、その2つがうまくかみ合うような形態として、一方では人の生命という極めて大きな価値を保護するために、それに対応した規範形態が必要であり、他方で研究の自由というこれもまた憲法に定められた基本的人権を守るために必要な形態がある。それは何かというと法律であるということに思いが至るわけでござ

います。これをガイドラインとするのは保護の実効性という点において極めて弱くなってしまうという危惧がございます。

いろいろな法律によることに対する反対意見も合計で5つほど述べております。一つ一つは申し上げませんが、先ほど少し出てきました特定の倫理観を法律によって押しつけるということはよくないという考え方に対しても、4ページの終わりのところに必ずしもそれは当たらないという趣旨の説明をつけ加えておきました。我々が議論をしているのは、いわゆる倫理学という学問ではなくて、むしろ社会の中で生命科学がどうやれば適切に進んでいくかというルールを決めているのであって、ルールを決めるということは倫理の押しつけにはならない。

先ほど西川先生が、町野先生の前回お配りになられた報告書を引かれましたけれども、その中でも特定の倫理観を法律によって強制するべきではないという意見があるけれども、それは新しい時代、つまり状況が変化した場合には、いわゆる法律と倫理の峻別論というのはここでは必ずしも当たらないかもしれないという疑問も投げかけられております。

そういう今申し上げた理由から法律によるべきだという考えです。もっとも、法律によるとはしても、それでは法律に何を書いていくかということに関しては、これは前から私が申し上げておりますが、法律には基本的な原則と大きないわばざくっとした枠組みを設けます。それで一応どういう方向で人の胚もしくはクローン胚を保護するか、生命科学をどういうふうに進めるかということを中心として、つまり、いわば基本法のようなものをつくっておいて、その上で具体的な法律の中身の実施ということに関しては各省が担当して指針、これは法律に基づく指針でございますが、当然法的な拘束力が伴いますが、そういう指針によって運用をしていくと。

そのようにすれば、生命科学が進展をしてきて、状況が変化したときに、もしくは言い換えれば科学技術が進んできたときに、指針を見直して対応する。法律を一たんつくるということと、一たんつくった法律を変更するというのは時間も労力もかかる大変な仕事でございますので、法律の枠組みに大きな変更を加えるような変化がない限りは各省の担当するガイドラインを逐次適切な形で修正を加えていくことによって、妥当な法律の運用、したがって指針の運用ができ、そのことによって保護されるべき価値がきちっと実効的に保護されるという形ができるだろうと思います。

具体的に法律の中に何かを書くかということについても、aからlまでずっと書き上げておりますが、この中で特に基本原則を書き上げております。6ページですけれども、そこで重要なのは、ヒト受精胚及び人クローン胚の作成・使用に関しては許可制をとるということ、これはES細胞及び特定胚については登録制をとっておりますけれども、そうではなくて許可制をとって、イギリスのようなライセンス制、こういう形をとって運用をしていくべきでありますし、それからそれぞれの研究計画についてはIRBと国の倫理審査委員会との二重審査制度をとると、これが望ましいというふうに考えます。

そのほかにも、女性の保護ということも書き入れないといけません。たくさんありますので、そこはちょっとそのぐらいにしておきますが、そういう形で法律に基本原則を示しておいて、その基本原則に従って現場で守られるような細かな規則については指針にゆだねるとするのが適切なやり方であろうかと思えます。

もっとも私は、ヒト胚全般について、例えば研究におけるもしくは研究目的でのヒト胚の取扱いに関する法律という名の一般法ができればその方がいいと思えますけれども、しかし現実にクローン技術規制法があるものですから、もしクローン技術規制法をそのまま活用するとすれば、クローン技術規制法は人クローン胚に関してそれで残しておいて、しかし許可制にするという点においての法の改正が必要だろうと思えます。

他方、ヒト受精胚についてはこれまで何ら規制のなかった部分です。しかし、生殖補助医療という医療研究という目的であるとしても、受精胚の人為的な作成、そしてそれを用いた研究というのを認めるわけですから、今度は法律で例えばヒト受精胚の取扱いに関する基本法のような名前の法律をクローン技術規制法とは別途につくる、いわば二本立てにするというのがいいように思われます。

それに従って指針の内容も策定されるべきでありましょうし、その場合にはESの指針及び特定胚の指針を適切な形で組み込むような指針が必要だろうと思えます。その際に重要なのは、これまでのように文部科学省、厚生労働省、場合によっては経済産業省も関係するかもしれませんが、各省でそれぞれ別々の取扱いをするのではなくて、確かにこれは研究なので、基本的には文部科学省でしようけれども、卵もしくは受精卵の取扱いという点に関しては厚生労働省も関係する部分が大きくございますので、できれば関係省が合同で一つの指針なり法律の立案をするということが望ましいと思われます。

その際に、学協会、とりわけここでは日本産科婦人科学会がイメージできますけれども、そういった専門家集団のガイドラインはそれはそれなりに尊重はいたしますけれども、専門家集団に一律に投げてしまうのではなくて、むしろ国が基本的には省のつくる指針を具体的に運用しながら、適切な場面で学協会のガイドラインなり、学協会の研究活動、そういったものを利用して運用をするというのが妥当であろうかと思えます。

それから、さらにもう1点つけ加えるならば、会長提案で我々は採決をいたしましたけれども、そのときに人クローン胚に関しては2つの制度的枠組み、すなわちクローン個体の作成を実効的に禁止する枠組みと科学的な検証の枠組み、この2つが必要だというお話がございました。この2つが整って、それをモラトリアムという言葉をお使いになったと思いますが、その制度的枠組みが整ったかどうかという判断もどこかでしないとモラトリアムが解けませんので、これも当然にこの生命倫理調査会が担うべき機能として、その法律の中なり指針の中なりに明示をするということが必要だろうと思えます。制度的枠組みの妥当性、適切性を判断するということこそをだれがどういった責任を持ってやるのかということは非常に重要な事柄であろうかと思えます。

これ以上話をしていると時間がなくなると言われそうなので、そのぐらいいいたしますが、参考資料の4を読んでいただければ私が今申し上げたことはおわかりになるかと思えます。

どうもありがとうございました。

(薬師寺会長) ありがとうございました。

十分時間をとらせていただいて、ほかの先生、高久先生、どうぞ。

(高久委員) 私は長く話すのは苦手ですが、きょう配られた14ページ、会長が随分ご苦労されて、こういう案をつくられた。私はこの案に基本的には賛成です。位田委員がおっしゃるように法律、それからガイドラインという事も考えられると思うのですが、クローン法のようにリプロダクティブ・クローニングはやらないという非常にはっきりした法律なら速やかにできると思えます。しかし、ヒト受精胚の研究目的での作成は、この委員会でも3年にわたって議論してもなかなか結論が出ない。実際にクローン胚について法律をつくと何年かかるかわからない。私はこの会長案のようにガイドラインをつくって、その遵守状況次第で新たな法整備も視野に入れて検討するという事で良いと思えます。

例えば、脳死移植法案でもこれは見直されると言われながら、実際には見直されず、相変わらず日本の子供が外国で脳死移植を受けて国際的に非難されている状況を見ますと、法律で科学の進歩に本当に対応していけるのか、そういう心配もあります。私はガイドラインでまず進めて、その中で法律も視野に入れるという案に賛成します。

(薬師寺会長) ほかの先生はよろしいですか。

島菌先生、どうぞ。

(島菌委員) 先ほどの議論と続いておりまして、石井先生、位田先生がおっしゃったこととも関係あるんですが、この第4の非常に大きな問題は今後の制度整備というのを薬師寺会長は前のメモで今後大きな責任を負っていることを示されたと思います。それに対して、生命倫理専門調査会が今後何をするのかということが……。

(薬師寺会長) どのメモですか。

(島菌委員) 前にお出しになった強行採決と言われているときにお出しになったものです。

今後、このヒト胚の取扱いをめぐる制度の整備が重要な問題になるとおっしゃいました。その問題を検討する際に、生命倫理専門調査会が果たす役割が何なのかと、これについてよくわからないわけなのです。それで、いろいろなところにゆだねるところはわかるのですが、ゆだねられない部分はどういうふうにするのかというところが見えない。したがって、そこのところをはっきりおっしゃっていただきたいと思います。生命倫理専門調査会は今後どういう役割を果たすべきなのかということ。

(薬師寺会長) 私はここの生命倫理専門調査会の会長としてまとめる仕事をやっております。生命倫理専門調査会というのは機関決定でございますので、これは全体の決定に依存するわけです。私個人が言う筋合いのことではございません。

(島菌委員) 先生個人ではなくて、この調査会がどういう意思を持ったかということをおまとめになる義務があるんじゃないでしょうか。

(薬師寺会長) ちょっと私の位田先生のご議論に関して、よく読ませていただいて、私は、国際法は、仕事柄国際政治をやっているので考えておりまして、ここの先生のご議論は非常に明晰で、ロジックとして非の打ちどころがないと思います。

それで、実際に私なんかは、国際政治の人間から見ますと、国際法が実際に実効的な遵守をする、この場合に法律が実効的に遵守をするといった場合に、政治的といいますか、国民的な支援がないとなかなかできない。理念だけを浸透させなければいけない。そうすると、実態法的に見ますと、まずガイドラインみたいなものやってみて、そして藤本先生に恐縮でございますけれども、誤解があって、産科婦人科学会に丸投げではないかと、それはディタッチしなければ私は理論が通じないということで、今回13ページのこのように、まずガイドラインを国が整備をしていると、その場合に先生ご存じのように強制力とか、そういうものはございません。でも、できるだけそういう透明性でどれだけできるか。

そういたしますと、ガイドラインの中できちんを見守りながら、そしてその中で国民の中でもガイドラインが守られていないではないかと、こういう議論があれば法整備の方に自然と理解がいくのではなからうかと。理想的には先生のお考えのとおりだと思っておりますけれども、実効的にそれを実施する場合には、私は法学者ではなくて政治学者ですので、そういうような国民的な、まさに支持があってこそ、法律がつくられるということです。その裏には、法律をつくるときには先生がおっしゃったような原則はみんな認めているわけですから、法律が必要であろうと。理念として非常に非の打ちどころがない。実際にそれを動かすときには、国民的な議論がある。そういう意味で、ガイドラインで逃げるということではなくて、ガイドラインを見守りながら検討していこうというような意味でここに書かせていただきました。

勝木先生。

(勝木委員) 位田先生と石井先生のご提案に私は細部にわたっては少し異論もありますが、基本的には賛成です。

しかしガイドラインということが再三言われているときに、新たに法整備を視野に入れてと書いてございますが、だれが見守ってだれが判断するかというところがどうしてもポイントになるかと思えます。

それで、先ほど13ページの一番下の全部を省かれたということで、関連学会に丸投げするのではなく、主語なしに整備すると書いてございますが、前に書いてあったのは主体がはっきりしていたのですが、枠組みを整備するということが主体がはっきりしなくなって、結果的にまた同じことになるのではないかと不安も残るわけです。ですから、基本的には薬師寺先生がおっしゃいましたが、見守

りつつ新たな法整備も視野に入れて、その条件として遵守状況等を見てということがありますけれども、私は現在既にその段階に達しているのではないかと考えているのです。

それはまことに恐縮で、再三私は非礼を省みずに指摘しているのですが、産科婦人科学会の会告というのは一つのガイドラインだと思いますけれども、それに対する違反が出たときに、幾つもの違反が新聞報道されておりますが、有効な制約の手段が何もとられていない。そして、とられていないどころか会告違反の行為がかえって新たな違反行為の実行の宣伝になってしまう。会告に盛られている精神というのが広まるのではなくて、憂慮すべき実態が現在既にあるわけです。消去されましたが、産科婦人科学会が依然として重要な役割を果たす以上、現在既に新たな法整備も視野に入れて考える段階に来ているのだと思いますので、位田先生が単なる理想論ではなくて、現実の切羽詰まった提案だということで法整備を前提にする提案を支持いたします。

(薬師寺会長)先生、問題があるからここを削除したわけではなくて、国が整備するというガイドラインです。だから、今まである学協会のガイドラインとは全然違って、国が整備するガイドラインです。それは位田先生がおっしゃったように、いわゆる大きな違いは許可制とか、そういうような実効の法律がありませんので、できません。でも、国が全部きちんと責任をとってガイドラインで骨組みを整備してやるわけですから、国がつくるということが重要だと思います。国が前に立っていると。

先生のおっしゃっているようなことが国民の間に浸透してくれば、たくさんの方がそういうふうにお思いになるならば、そうしたら法律というようなものが国民の支持という形で、立法の形になるというふうに私は理解をしています。ですから、それはガイドラインの中でやっていただいて、そしてそれを見守りつつ、そしてだれが見守るかというのは、それはいろいろなオプションがあろうかと私は思います。

(勝木委員)国というのは何を指すのでしょうか。

(薬師寺会長)国は先ほど位田先生がおっしゃったように、文部科学省だとか、あるいは厚生労働省がそれぞれどういうガイドラインをつくるかというのはきちんとつくる、それが国です。

(外山参事官)既にこの資料3では、この際国は適切な枠組みを整備すると書い

てあって、具体的には14ページの方に、この受精胚の方ですけれども、「文部科学省及び厚生労働省はこれらを踏まえてガイドラインの具体的内容を検討し、策定する必要がある」というふうに「文部科学省及び厚生労働省」というふうに書いてございます。

(薬師寺会長)先生、どうぞ。

(勝木委員)もしそうだとすると、大変重要な問題をはらんでいると思います。この生命倫理専門調査会が発足したときに、初めの数回は、各省に下ろしたときには、全体をカバーでいないで、抜け道が出来るのではないかという議論がなされたと思いますけれども、各省庁に投げないということが、一段高いところのステアリングをする総合科学技術会議であるということでした。その結果、各省庁協議でやるんだというような話で落ち着いたと思います。

それはさて置きまして、ここは慎重に考える必要がある。ガイドラインというからには決める人によって随分違って来るわけですから、ここでは私は現在これを深く検討してきた総合科学技術会議がやるのだと、ここがやるのだというようなことが前提でないと、先生が出された暫定方針案の中の一定の規制のもとに国として慎重かつ段階的に進める必要があるというところの精神が十分に生かされないのではないか。それから、所管省庁はそれぞれそこに属する人たちはコントロールできるけれども、それを離れるとコントロールできないという議論もありまして、私は初めてこの各省庁で検討するという主旨の2行を見まして、誰が決めるのかを慎重に考えるべきではないかと思います。

(薬師寺会長)ほかの先生、いかがでしょうか。

町野先生、どうぞ。

(町野委員)遅れまして申しわけございません。前まで私の意見が取り入れられたと思っていたところが削除されてしまいまして、やっぱり私の意見はいつも少数意見なのだなと思いました。

勝木先生のご心配はわかりますが、ガイドラインをつくるということでも、ES指針についても、特定胚指針についても、結局総合科学技術会議の意見を聞いて決める、変更するときもそうするということです。そして私の経験では、結局特定胚指針をつくったときも、ES指針をつくったときも、生命倫理専門調査会と連絡をとりながらやっているということですから、その点は大丈夫じゃないかと思います。現在、ガイドラインの作成・運用の責任が各省庁に割り振られてい

るのは、日本の行政組織上やむを得ざる事情でこうなっているわけです。それを内閣府の総合科学技術会議の意見を聞いて統一を図るという点では今のところうまくいっています。私は反対ですけれども、ガイドラインをつくるということになりますと、そういう方法をとることは必然だと思えます。

(薬師寺会長) 私は全く個人的な、つまりこういう組織はみんな機関決定でございますから、きちんとしたルールでやるわけです。ですから、個人的です。

私は総合科学技術会議というのは、弱いというふうにお思いだと思いますけれども、これからきちんとしたモニタリングもやっていくようにしないといけないと思います。そのためには、機関決定として単なる私はワーキンググループというふうに申しあげましたけれども、それをどういう形でやるか、専門調査会よりも上の総合科学技術会議の責任として何かを考えていかなければいけない。

ただ、私はハイライティカルなものがあつたから物事がきちんとできるかという問題は、政治学者として、あるいは制度学者としてやや不安があります。何でもかんでも上でつくるといふのは、裁判の、例えば憲法裁判所があつて、そして最高裁判所がある。アメリカの場合でございますけれども、それはそういう国が憲法というようなものがきちんとあつて、そして上でやると。私どもは負託された、いわゆる仕事を今やっているわけございまして、そういう中でワーキンググループと言いましたけれども、それはいかがなものかというご指摘がありましたけれども、総合科学技術会議の中で個人的には一つ上の段階できちんとした対応をとるといふ方が世間にとってはわかりやすいのではないかと私は個人的に思っています。

(勝木委員) 私も重要なところをご説明しなかったのですが、総合科学技術会議のこの委員会で申しましたけれども、実際には総合科学技術会議でおやりになっていることの一つは、再生医療の推進ということであつて、実際にはそこでステアリングして重点分野等の方向性を出すことによって、各省庁に予算配分等も行われているという状況が現実にあるわけです。その一つである再生医療の推進を前提にして、それを抑制的にもするという役割を総合科学技術会議の議員が会長であるこの専門調査会で行うことは大変難しいであろうといふことは再三再四ここで指摘もし、ほかの先生方も指摘されております。ですから、そういうコンテキストの中で言えば、文部科学省も厚生労働省も実は推進の枠の中でしか手足を動かさないといふことですから、ガイドラインの決定については少なくとも独立

した機関が必要だと私は思います。

そういう意味で、私が申し上げたいのはガイドライン、ここに書かれた国の組織というのが推進に従属的でなく独立してあるかどうか非常に重要なポイントになります。私はそういう意味では先生がわざわざ暫定方針案で出されましたものに、実施施設を限定し、しかも透明性をもって科学的な検証を得ながら、しかもある程度そこでの自己規制を働かせながら実施するという、そういう実践集団を作る。だからコントロールできるのだということが書いてございまして、そのコントロールをするのはどこだということが国としか書いてない。ここで国というのは、基本的にはもちろんこの中で書かれているのは多分推進ということが前提になっているでしょうけれども、生命倫理専門調査会という立場からガイドラインを見るからには、そこをきっちりと独立したものをつくらないと、また同じ疑惑を招くということになるのではないかと私は思います。

(薬師寺会長)先生、私の個人的な理解と議員として発言するわけでございますけれども、私どもは予算の配分権はございません。だから、私たちが配分しているのではなくて、いろいろなプログラムが来ることに関して、我々は審査をしています。でも、我々は審査をしても、それが確実に予算にいくかどうかは、それは財務省と各省の問題でございまして、総合科学技術会議はそういう点では、我々が予算を配分しているというふうにお思いになったら、これは私たちではやっておりません。

(勝木委員)強い影響を持っておられることは確かだと思います。

(薬師寺会長)それは、私なんかは、強い影響というふうに、ややそういうふうに見えるかもわかりませんが、それは実態とは大分違うと思います。

島園先生、どうぞ、ご批判でしょうか。

(島園委員)この案文でどうするかということを考えながら論じなければいけないと思いますが、ヒトES細胞の指針が有効に機能しているということなんです、ES細胞の指針をつくる時ももちろん生命倫理委員会で委員会をつくって、それに基づいてつくっていると思うのです。それから、その後の特定胚の指針のときも同じようなことをしております。

その中で、常に問題になったのは、そういう厚生労働省関係のもの、それから文部科学省関係のもの、あるいは経済産業省関係のものが必ずオーバーラップして出てくる問題があるということです。ここで言えば、ES細胞と現在のこの今

考えなきゃならないガイドラインの大きな違いは未受精卵をどうやって採取してくるかという非常に重い問題がある。余剰胚だって問題があるから、文部科学省、厚生労働省を超えたところで議論をしなければならなかったわけですが、今度は未受精卵をとってくるという非常に大きな問題があって、そのことがここでES指針が有効だから、そのままガイドラインができることは非常に問題で、未受精卵をとってくるのがいかに人権侵害になり得るかということをお我々は長々と議論してきたわけでありまして、そのことを保障するような制度は何かということをお今考えているわけです。

そのときに、各省庁を超えるような、そしてその時々の方針決定から総合的に独立した機関で論じるのでなければ、本当に有効なガイドラインができるかどうかということをお考えいただきたいと思います。そして、それは最後のところで出てくる総合科学技術会議で科学的検証を行うということになっておりますが、これは科学的検証だけなのでしょうか、社会的妥当性という言葉も出てまいりました。倫理的な問題ということも出ておりました。そういうものがなければ単に科学的検証というわけではないわけです。そういうようなことを検証するというのは、どういう場所ですか。薬師寺先生は法律の問題は専門家にワーキンググループでお任せするのだということをおさっき示唆されましたが。

(薬師寺会長) 私は、法律は知っております。先生。

(島園委員) そうではありません。法律の問題は専門家にお任せするということをおさっきおっしゃったのです。それならばワーキンググループでいいというようなことを示唆されたわけですが、どのような法律をつくるか、それは倫理的な問題、社会的な問題を総合的に考えなければならない。ですから、単に専門家に任せればいいという問題ではない。その辺のところをどういうふうにお考えるかということがこの第4にはほとんど書いてないのです。どこに責任を置こうとしているのか。文部科学省と厚生労働省に何を任せるかということは書いてあるけれども、それをどういうふうにお総合的に検討するか、そして今後の法整備に向けていくかと、そこのおところの責任の所在がおはっきりしていないということおです。

(薬師寺会長) 2つ申し上げたいと思うのですけれども、事務局がつくる制度案に関して、議論してないのにこんなに具体的に書くのかとっておしかりをお受けました。それで、やはり先生方からおご意見を伺いましたので、それを最大限にお採用して、今そういう議論をおしております。

それで、私はここの制度の話に関しましては、新たな法整備を視野に入れているというのは、そういうガイドラインも含めまして、それが今後これでとめているわけではないと思います。

それから、総合科学技術会議の役目に関して、科学技術的に、外部を中心に科学的検証体制を整備する必要があると。科学的な問題が人クローン胚の実際の基礎研究のモラトリアムを開く一番大きな問題だというのは、先生方からずっと言われていたわけです。それは先生たちが言われていたがゆえに、総合科学技術会議がきちんとした責任をとってモニターをしていこうと、こういうふうにいたしました。

島園先生は法律のことをよくおわかりかどうかわかりませんが、そういう点ではいわゆる各省に丸投げではなくて、総合科学技術会議みたいなものが、個人的でございますけれども、きちんとした責任をとっていこうというような趣旨で私は書いているつもりでございます。それがお読みできない場合には、それはどうしようもないと思います。

位田先生。

(位田委員)先ほどの我々の共同意見に対する薬師寺会長のお言葉に対して、若干反論というのではないですけれども、我々の共同意見の趣旨というのをちょっと補足しておきたいと思うのですが、薬師寺会長のおっしゃることは確かにそのとおりだと思うのです。現実には本当に法律ができるのかという可能性というか、危惧というか、そういうところは私も共有するところです。

我々の論理を評価していただいたのは非常にありがたいと思いますが、ただ薬師寺会長のご意見はご意見として、生命倫理専門調査会、もしくは国のレベルの生命倫理委員会が何をするかという役割の問題が絡まっていると思うのです。我々は諮問的な役割しか担っていない。つまりここで決めたことが、最終的に本当に総合科学技術会議が決定することになり、かつ内閣府が方針として決定することになるかどうかというのは、これは必ずしもはっきりはしていないわけです。我々は専門家が調査し、検討した結果を上に乗せるという機能をもっています。

その際に問題なのは、確かに現実には法律は非常に作りにくいだろうと私は思います。本当に法律ができるかということ、できるとはなかなか申し上げられない状況にはあるとは思いますが、生命倫理委員会が意見を出すということであれば、こうあるべきだという意見を出してもいいのではないかと考えています。

ある意味では、議論の先取りもしくは結論の先取りをしてもかまわないのではないか。法律は非常につくりにくい、法律はできないだろうから、やめた方がいいのではないかというのが我々の役割を超えているのではないかと思います。

特になぜ法律によらなくてよいのかということの説明は余りなされていない。確かに、この最終報告書(案)の14ページにおいては、ヒト胚のような問題については個人の倫理観、生命観等が反映するから、それに対して強制力のある法律をつくるのはおかしいと、そういう意見もありますし、倫理観や生命観の押しつけというような言い方もされていますが、しかしこれ以外に法律によらなくていいという理由は書いてありません。国が仮に法律をつくるとすると、それは個人の倫理観、生命観というレベルではなくて、国としては例えばヒト胚についてはこういう考え方であるべきだという、政策決定なり、方針の決定をすることであって、それは個人の倫理観、生命観に関する押しつけであるということではないと思います。仮に国が法律をつくっても、個人の生命観、倫理観がそれによって消し去られるわけではありませぬので、この理由は必ずしも妥当ではない。

したがって、なぜ法律によらなくてよいのかという問題、それから同時に法律が必要かどうかについて、国民の意見をこれまで聞いたかという問題もございませぬ。聞いた上で、かなりの多数の人が今法律は要らないとか、法律をつくるべきではないという意見になれば、法律をつくらない、もしくはつukれないという理由にはなるかもしれませぬ。けれども、この点については多分国民の中ではなかなか法律をつくれという意見にはならないであろうという見込みのもとにおっしゃったというふうに私は思います。その点に関連して、ガイドラインの遵守状況等を見守りつつというのは、ガイドラインが動き出せば国民も意見を変えるかも知れないということでしょうが、しかし、それを一体どこで検証するかという問題もあります。この点は、特に私はお答えを求めているわけではなくて、反論として申し上げます。

(薬師寺会長)位田先生とずっとこれは議論いたして、私は法律がつくりにくいから無理だと言っているのではなくて、理屈の上から言うと、先ほど言ったように非の打ちどころがないというふうに申し上げたわけです。ただ、国民の浸透みたいなものがないと、法律への一種のディマンドが起こってこないとなります。理念としては正しいと思うのです。けれども、実際にそれを実効させるためには、ガイドラインがうまくいかないというようなことが事件として起こってきたとい

うようなときに、それが大きな動きとして、ここではそれを書くことはできないのですけれども、そういう形で法に対するディマンドがきちんと起こってくると、そういう意味で申し上げたわけです。

(位田委員) 我々の共同提案は、まさにその点で法律によるべきではないのかという国民への問いかけでもあるわけです。我々の提案は、専門調査会にお出しはしましたけれども、これまで専門調査会の議論でヒト胚が完全に論じ尽くされたわけではありませんし、かつガイドラインをつくるにしろ、制度的な整理をするにしろ、これからまだ時間があるでしょうから、我々としては、この問題は重要だから法律によるべきではないのか、という問いかけをしたつもりでございます。

(薬師寺会長) 勝木先生、どうぞ。

(勝木委員) 私は先ほども申しましたが、結局現在疑問が投げかけられているのだと、はっきりそう思います。新聞報道でも、ごく最近も二、三件ありますし、それから四、五年前からさまざまな会告違反が報道され、裁判になっていることに対して、私どもは実際に有効な対処の方法が全くない。それは我々からすれば心配なことであります。ですから、現在、特定団体のガイドライン等が守られていない例が頻発し、それに対して有効な対処がなされていないと思います。したがって、現在、既に法整備も視野に入ってきたのだと私は理解しております。

それから、もう一つ倫理観や生命観の押しつけ的な側面もあってということがございますが、受精胚の尊重の原則という前提があって、それは共通しているのですから、そういう理由づけでこれが法律で難しいということであればガイドラインも難しいということにならざるを得ない。この理由づけは今後もさまざまなことに大変影響がありますので、削除していただきたいと思います。

(薬師寺会長) どこを削除いたしますか。

(勝木委員) もう少しちゃんと考えますが、倫理観や生命観の押しつけ的な側面もありということは……。

(薬師寺会長) どこでしょう。

(勝木委員) 2の制度の内容(1)の上から5行目ですね。その前にも問題があるかもしれませんが。これは実は最初に鷲田先生がご指摘になった点だと思いますけれども、私の考え方からも、このような理由が成り立つならばガイドラインもつukれない状況になるのではないのでしょうか。

(薬師寺会長) これはどういうふうにいたしますか、このところは。

(勝木委員) すぐにはうまい文章が出てきませんけれども、つまり倫理観や生命観というものが初めからみんなばらばらであると、それはばらばらであることは確かだと思いますが、何の共通の原則もないんだという前提に立って議論するのだったら、初めからこれは議論できない話ですので、ということでございます。

(薬師寺会長) ほかに意見は。

岸本先生、どうぞ。

(岸本議員) 位田先生の言われることはもっともですけれども、位田先生の2ページのところに書いておられるこの種の社会規範にとって重要なことは、それが科学研究の自由を制限する可能性である。生命倫理が研究の自由を過度に制限すること、研究の自由や思想の自由を過度に制限することがあってはならないという意味で、僕はなるべくなら法律にしないでガイドラインでいければそれがいい。だから前のところにはガイドラインでとだけ書いてあったわけです。ところが僕が薬師寺先生にも言ったことは、今、勝木先生が言われたことで、産婦人科の会告ではこのようになっていのに、今やっていることを見てみると、こんなことも起こるじゃないかと、それだったら法律、いかに学問の自由、思想の自由といっても、それは国が法律でしなければならぬことも起こってくるだろうと。しかし今の生殖医療の範囲というのは非常に広がり過ぎた。100人に1人の人が、子供が体外受精で生まれているというような状況に広がり過ぎた。

しかし、今ここでやろうとしているES細胞の研究、クローンの研究というのは非常に規制された中において、限られた場所で限られた人において行うと、そしてガイドラインを遵守する。それを見守りつつやってみて、それでもこういうことになってくのではないかということになったときには、それは思想の自由も学問の自由も、それよりももっと重要なことは生命の尊厳である。先ほど鷺田先生が言われたように、だから法律をとということにもなってくるかもしれないということで、最後にガイドラインの遵守状況等を見守りつつ、新たな法整備も視野に入れて、今後とも引き続き検討していくものとするという言葉を入れられたわけでありませう。そういう意味で逆ではないかと、まずこれでいって法的なことも、一部に方向を間違えた人が出てくるような状況になればそういうことも考えないといけなから、この最後はつけ加えておくべきではないかという意見だと思うのですけれども。

(薬師寺会長) 島藺先生ちょっと待って、石井先生、それから位田先生。

(石井委員) まず、岸本先生は、ごく限られたとおっしゃいますが、ごく限られるということも何も決まってないのです。それを、限ることについてガイドラインがつくられるということだけです。

(岸本議員) 基本として、そういう生命倫理委員会とか、いろいろなところで適当と認められる場所においてのみ行うというのが書いてありますよね。

(石井委員) もう1点は、不都合が生じた場合について法律も考えるということでしたが、この問題は重要なので、既成事実をつくってしまっただけではいけないと思うのです。既成事実が起こってからそれを制限する立法を行うというのはとても難しいことだと思います。

3点目は国民に浸透してないとおっしゃいましたが、法律をつくるためには国会で議論をし、これから十分な検討がなされなければならないということです。国民の議論の進展が十分期待できると考えるのですが。

(薬師寺会長) 位田先生。

(位田委員) 先ほど岸本先生は我々の2ページ目を引用していただいたのですが、そういうふうな過度な制限はしてはいけないと申し上げています。確かに、我々はある意味で制限しようとしているわけです。それは、何でもかんでも研究の自由だからやっていいということではなくて、ある程度の制限は必要であるということなのです。その点について3ページ目を見ていただきたいと思うのですが、3ページ目の3つ目の段落というか、「確かに」というところから始まる段落ですが、学問研究の自由というのは憲法で保障された人権ですから、それに対して一定の制限を加える場合には、法律によって制限を加えるべきだといっています。制限を加えられたところはやってはいけないけれども、しかしそれ以外のところはどんどんやってほしいというのを法律は明らかにできる、ということが我々の趣旨でございます。ですから、ここは若干細かい点についてはニュアンスはございますが、やるべき研究はやっていただいて私はいいと思っています。

それから、もう1点ガイドラインで状況を見ながらというふうにおっしゃいました。それはわからないわけではないのですが、ガイドラインで認められていたことが、もしくは登録制で既成事実として仮に何回かあったことがだめだからそれはやめようといったときに、それまで何回かやった方はそれはどうなるんだと

という問題が生じます。新たに法律ができて、今後はやっちゃだめだよと言われてたら、その人たちは法律をさかのぼって適用することはないにしても、我々は今の法律に反するようなことをやってしまったんだという猜疑心というか、意識にさいなまれる可能性がある。したがって、ガイドラインの遵守状況を見ながらというのはこの種の人の胚の問題については、やり方として妥当ではないのではないかとこのふうには思います。

(薬師寺会長) その前に大分きょうは十分時間をとらせていただいているのですが、少し先ほどの8時半ぐらいに終わりたいというのがなかなか難しいかもわかりません。それを最初に、先ほどは8時半ごろに全体を終わらせていただきたいのですが、なかなか重要な問題ですので、少し時間がかかるかわかりません。一応ワーニングをしておきます。

西川先生、どうぞ。

(西川委員) 位田先生が法律として規制をしないということの理由について、例えば生命倫理の押しつけとか、そういうことではなくて、これは全く個人的な意見ですが、一つの例えばガバナンスのあり方として、なるべく法律をつくらないようにするというのが僕はあると思うのです。それは置いておいて、私的な意見として、位田先生がおっしゃる点については僕もよくわかります。

例えば、ガイドラインであれ規制なしにせよ、両方ともいい面と悪い面がいっぱいあると思うのです。例えば、ガイドラインのこの問題を具体的に想像してガイドライン規制をした場合に、実際に中途半端なガイドラインでは基本的には物事はできないという方向で結局自主規制が強く行われていくということがある一方、逆に法律にすることによって、先ほど位田先生が奇しくもおっしゃったように、判断がどこかで下されることによって、例えばプロモーションする側としてはプロモーションできるという可能性が生まれるという、例えば許可があれば法の下に平等であって、アカデミアであろうと企業であろうと自由にやれるという意味で一つのメリットがある。

それから、遅い、早いという問題についてはまた逆のメリットがあって、ただ私自身クローン法案のときに文部科学省の方々が極めて迅速に、その後国会審議がどういうふうにかかるかはわかりませんが、法案をつくられるという意味で言うと、その辺についてはある程度役所から持って上がっていくという意味でのスピーディな対応というのは可能かもしれないと思います。

ですから、もし可能であればこういう意見があったということを明確に本文に書いて、ガイドラインを中心にやるべきであるという考え方もあるし、それで一方法的整備を先にすべきであるということを並行になったものを書いた方がいいのではないかという論議を展開しておりますけれども、書いてもいいのではないか。その後で総合科学技術会議、それからその上の機関内でさらに粛々と決定していただいたら僕はいいのではないかと思います。

(薬師寺会長) 西川先生のご議論ももっともだと思います。ただ、両方を併記ありますと、これは文部科学省、それから厚生労働省、それから法律をつくる場合には恐らく法制局にもきちんとやらなければいけない。だから、そういう点ではどちらかを主体としてここは書かせていただかないと、対応が多分できなくて、結局何にも我々が議論しただけで整備が行われれないということになるかと思いますが、その点はいかがですか。

(西川委員) 最終結論になる、この問題が一切総合科学技術会議にいったときに修正も何も行われぬ最終結論になるということであれば、そういうことが確かにここで決める必要があるかもしれないですけれども、先ほど位田先生がおっしゃった一つの審議を負託されたというスタンスに欠くということであれば、どこかで責任を持っていただければいいのではないかという感じは僕自身したので。

(薬師寺会長) ほかにいかがでしょうか。

高久先生。

(高久委員) 私は、両論併記はまずいと思います。せっかく議論をしてきたのですから、どちらかにした方が良くと思います。

学会の会告と国のガイドラインとではかなり重みが違うと思います。今までも申し上げましたが、遺伝子治療が始まって5年以上たった。人の体に遺伝子を導入するという事は、いろいろな生命倫理の問題を含んでいますが、遺伝子治療に関してはガイドラインと先ほどから話がありますIRBと国の審査体制という二重審査で、今のところ問題なく進んできていますので、会告が守られなかったからガイドラインも守られないであろうというふうにはならないと思います。

(薬師寺会長) 勝木先生、それから島園先生。

(勝木委員) 今の点についてですが、遺伝子治療とは、ほかの人の細胞や生命の萌芽たる受精卵を使うところが根本的に違うと私は思います。しかも、それが生殖医療に関することと堅く結びついていることですので、そこが何遍もご披露な

さった会告の問題と結びつくわけですから、まさにガイドラインではだめなんだということが事実として上がっているように思います。

岸本先生がおっしゃったように、その分野に限って言えば、今この新しい問題は非常に狭い問題で、慎重に進めるんだというおっしゃり方をなさいました。私は先生がお話しになりたい趣旨はよくわかりますが、残念ながら医療倫理の問題としても、現在、さまざまな医療過誤が起こって、しかも重大な医療過誤とも思えない殺人に近いような医療過誤が起こったときに、プロフェッショナルコードとしての医師の団体が医師免許を剥奪するということを告発することすらできない現在の状況は、私は残念ながら再生医療に限って正常に働くとは思えないものですから、法整備でやるべきだとはっきり思います。

(薬師寺会長) それでは、まず島藺先生、それから藤本先生、それから町野先生、よろしく願いいたします。短く願いいたします。

(島藺委員) 私も勝木先生と同じ意見ですが、ここの条文をこのままでいいのかどうかという、そのことと関連づけて話したいと思います。

条文というか、13ページの1のガイドラインというものが最初に出てくる場所ですが、2の1のところですよ。

(薬師寺会長) これは法律じゃないので、条文じゃなくて文章なのです。

(島藺委員) 文案です。

先ほどの倫理観や生命観の押しつけというのはどうも妥当ではないというのがございました。ですから、ガイドラインでいいという第一の論拠が非常に怪しいということでもありました。

その次に、今度はES細胞指針がうまく機能しているから、ガイドラインでも「十分に」はとられたのですが、目的は達していると考えられるというふうに書いてありますけれども、余剰胚を使う場合と未受精卵を使う場合は非常に違うのであって、この文章が成り立つかどうか、ここが一番危惧されている大きな問題であるということはこの間もずっと確かめてきたことでありますし、産科婦人科学会にゆだねないということが出てきたのも、それでは多くの被害が出かねないということがあったからだと思います。そうしますと、ここで、ガイドラインでよいと書いてある理由がどちらも妥当しない説明になってしまうというふうに思われます。

薬師寺会長のこの間のいわゆる「採決」のときも問題になりましたが、結論だ

けを決めて論拠がはっきりしないというふうなことが大いに問題になりました。この場合も同じような問題、審議してきたことを反映した記述ではなくてどうするかという結論を先に導き出そうとするからおかしなことが起こってくるということの例ではないかと思います。ですから、この文案をもう一回検討するということがどうしても必要だと。

（薬師寺会長）藤本先生。

（藤本委員）生殖補助医療がこれだけ一般医療となって問題を指摘されている現実には横に置いておきまして、既に700施設近い施設が生殖補助医療を今日本で行っているわけです。一般医療としての生殖補助医療の現状とここで問題となっております未受精卵の提供とは全く次元が違うことだとお考えいただきたいと思っています。

当然、未受精卵の提供ということになりますと、これは学会もまたそれなりに施設の審査をするでしょうし、それから国はガイドラインを、もしつくとすれば、ガイドラインの中で提供施設にはIRBもなければいけませんし、基礎研究をするための限定された施設になっていくと思うのです。ですから、一般生殖医療の中で起きている多少の混乱という表現を使いますけれども、いろいろありますけれども、そのレベルとこの未受精卵の提供等におけるレベルとは全く次元（施設数、施設機能などにおいて）が違うというご認識を持っていただければありがたいと思います。学会の自主規制の中で、未受精卵の提供についてはそれなりの姿勢が示されています。まして国のガイドラインができれば、当然ガイドラインの方向に国も二次審査をするようになると思いますので、よろしく願いいたします。

（薬師寺会長）町野先生。

（町野委員）前回からの継続です。私は、勝木先生に対する反論をしていなかったもので、きょうさせていただきます。

勝木先生がおっしゃるのは、専門家集団による自律的規制は現在うまくいっていない、だから規制が必要だということです。しかし、だから法律が必要だということにならないということです。そのことだけではおわかりいただきたいと思いません。ガイドラインをつくるといったときに、そのときに規制内容は国の側が決めるわけで、これを職能集団全部に丸投げすることはしないというのがその基本的な考え方です。専門家は信用できない、だから法律、ということには直ちにはな

らないということです。

次に、石井 - 位田提案ですが、これは今初めて拝見したのですが、論拠としては余り目新しいものはありません。急に新規なことを言われることはあり得ないですから、それは当然のことだろうとは思いますが。ただ具体的にどういう法律をつくるかというところで若干の進歩はあるというぐあいに思います。しかしそれにしても内容的に前後矛盾している点がある。私は必ずしも会長の言われるとおり、お二方の提案は1点も非の打ちどころがないとは到底思えません。例えばES研究については余剰胚だけ認めると書いてあります。しかし、セラピューティック・クローニングというのはES研究のうちの一つなのです。クローン胚からもそれを認めようとするところに初めてその問題が生じるのです。しかし、この案ですとクローン胚をつくってセラピューティック・クローニングを行うことを認めているのですから、これは明らかに矛盾します。それはただの初歩的ミスにすぎないということかも知れません。しかし、それ以外にも、どの部分が法律で、どの部分が指針かということについての割り振りけがきちんとしてないということがあります。何が基本的部分なのかをはっきりさせないで法律提案を行うのは、無責任であろうと思います。

先ほどからの議論で、意見が分かれているところ、倫理観が分かれているところでは法律による規制はできないというのは論理が薄弱であるという批判がありました。私も、ある意味でそれは当たっていると思います。そういうことなら、ガイドラインによる規制もできないじゃないと言われるのは、それはそのとおりです。

しかし、問題なのは、法律による規制をするということは、石井委員がかねてから言われておりますとおり、強制力を持たせて、ある場合に罰則をつけるということですから、法律による規制とガイドラインによる規制とはかなりの差があるということは認識しなければいけない。そこまでの強制はできないという趣旨で薬師寺会長は書かれたのだらうと思います。結局、今のは反論にはなっていないのではないだらうということです。

もう一つは、位田委員は、ご提案のような法律をつくることは著しく困難であるということをご正直に認められました。私は不可能と思いますけれども、困難であるということです。それだったら具体的な提案ではなくて、外に出てやってくださいと言うしかないだらうと思います。政策決定として提案するには、もう

ちょっと責任ある態度でやっていただきたいと思います。さらに実行可能な範囲でつくるということで、「代替案」も提案されているというぐあいに理解いたしますが、この代替案もかなり困難だろうと思います。

そのほかにもいろいろなところで不備といいますか、不整合があることは確かです。クローン法との関係を一体どう調整するのか、ES指針を法律にしないで依然として行政指針のガイドラインのままにしておく、いろいろな点で不整合が起こる。まさか、それでもいいというお考えではないだろうと思いますが、もしそうであるとするならば、変なものをもう一つぐらい作ってもいいのではないかと考えておられるのかも知れません。しかし、そんな理屈はないと思います。

残念ながら最終報告では拒否されましたけれども、職能団体の方にまず第一段の審査を任せる、しかし審査の基準は公的なガイドラインで決めるという考え方です。審査内容まで丸投げするわけではない。また、もし日本の職能団体が信用できないというのでしたら、ガイドラインでやることも仕方がないということなのですが、一遍に法律による規制は不当であると思います。

(薬師寺会長) 私はちょっと、先生方は何か結構和やかにお話しをしているので、心配になってきたのですけれども、私はこれを、文書を決定せざるを得ないという役目がございます。

それで、幾ら何でも4時間も5時間もかけるわけにはいきません。ひとつその13ページの提案でございませぬけれども、(1)、2の制度の内容というところで「ヒト受精卵」云々からの「押しつけ的な側面があって、極めて難しいと考えられる」のところまでは削除を例えばするとか、修文、それでまず最初はいつて、そしてES指針というのは私も非常に素人ながら、いわゆる余剰胚を使ったとしても、それが人となるなどいろいろな含みがあるので、それで今のところはES指針ということで機能しているのではないかと、機能しているという、問題を生じていないというようなことからすればというのがあります、問題が生じていない。

これは事実ですから、それは淡々と述べていることからすれば、現時点ではもう少しガイドラインを前に出して、何か理屈をつけるからどうしても無理なところがあるというふうになっている。そして一方では、あとはわかりませぬけれども、提案は何か結びつけて、だからガイドラインが正しいのだというのは、ちょっと法理論から言うとやや弱いような感じがあるので、そのところは島園先生

からご指摘があったように削除して、E S 指針がうまくいっているということは事実です。それは強制力がないわけですけれども、非常にうまくいっている。そういうようなものをまず受精胚のところでもやってみて、そしてしかしながら法整備の議論もあるので、少しはその検討をしていくと、こういうロジックかという感じがあるのですけれども、位田先生、どうぞ。

(位田委員) 敵に塩を送るわけではありませんが。

(薬師寺会長) ぜひ送っていただいて、私は敵ではなくて。

(位田委員) 要するに、倫理観、生命観の押しつけというのは、ここの(1)の部分は問題が大きいと思いますので、そこの文章ですが、3行目ですけれども、後ろの方で「ヒト胚を」というところですが「ヒト胚をどのように取り扱うかは、個々人の倫理観や生命観」、そこから「を反映して」、「の相違が影響する問題でもあり」というのは削って……。

(薬師寺会長) 「反映する問題であり」、どこまで、「を反映」。

(位田委員) もう一回申し上げますと、ちょっと全体を修文案を先に読ませていただきますと、「ヒト胚をどのように取り扱うかは、個々人の倫理観や生命観を反映して」、ちょっととんで、「国民の意識も多様であり、」、元へ戻って「今すぐ強制力を有する法制度として整備するのは、容易ではない」と。

(薬師寺会長) 戻るというのはどこに。

(位田委員) その次の2行目、「多様であるため」と書いてありますが、「多様であり、」、その次の行に「強制力を有する」というのがありますけれども、その手前に「今すぐ」と、「今すぐ強制力を有する法制度として整備するのは」、それからその下の行にとんで、「難しい」というより「容易ではない」と、私は不可能だということは一切言ったことはありませんけれども、「容易ではないと考えられる」と。

(薬師寺会長) わかりました。

(位田委員) 私も容易とは言っておりませんので、それなりにエネルギーと時間とがかかりますので、しかし難しいというのはやはり言い過ぎだろうと、そこはニュアンスの問題です。

(勝木委員) 修文はいいのですが、位田先生の主張がそこで変わったわけですか。

(位田委員) 変わったわけではありません。

(勝木委員) そうすると、本来の主張は法整備ということですね。

(薬師寺会長) 少数意見の話は後で申し上げようと思うんですけども、少し今は位田先生は私に塩を送っていただいて、私が本当は決定しなければいけない。

(勝木委員) ちょっと混ぜっ返してすみません。

(薬師寺会長) 先生、混ぜ返さないで、勝木先生、よろしくお願いします。どうぞ。

(位田委員) 私の主張は石井委員との共同提案で説明しましたように、法律が必要だということは間違いありませんし、かつ法律をつくるのがそんなに簡単な仕事ではないということも認めております。しかし、もともとここに提案されていた趣旨の文言は適当ではないと思いますので、薬師寺会長なり、多数派というか、推進派と言うのかよくわかりませんが、ここで提案されている文章の流れからすると、不必要なところを除いて今の言い方ではどうかと。

(薬師寺会長) ヒト受精卵のところは、E S 指針のところは、これはこれで生じていないということではよろしいですか、ただここに入れることがその次に、ちょっとお待ちください、位田先生にこのところは、それでその後はどういうふうに行くか。

(位田委員) その点は、私はE S 指針を別扱いするという気はありませんで、法律をつくるのであればE S 指針ももちろん含めて考えるというのは私も前から申し上げているのです。ここで書かれているE S 指針については確かに運用上は特に問題を生じていないというかどうか、とにかく大きな問題は今までのところは生じていない。しかし、その後私の意見ですが、このようなガイドラインであっても目的が達し得るとはちょっと受精卵の問題については言えないのではないかと考えておりますので、ここはノーコメントでございます。

(薬師寺会長) わかりました。

いかがでしょうか、ちょっと島藺先生、どうぞ。

少し建設的に文章に関して、反対意見だったら反対意見で、後でお書きいただいて結構でございますので、むしろ塩をいただいて。

(島藺委員) 薬師寺会長のご提示いただいた提案、そこには女性から卵子を採取する際の負担やリスクということを大変な重要な問題だと考えると。そのための制度をどうするかということが大事だとおっしゃったわけです。ここにE S 細胞の話を持ってきて、だからというのは、これは全くその趣旨と違うわけで、もしE S 細胞の指針のことを言うのであれば、しかし、受精卵の研究目的の作成・利

用には、それとは全く異なる未受精卵の使用という問題がある、そういうことを書くべきであると思うのです。

そこから、ガイドラインという結論がどうして出てくるのかよくわからない。(薬師寺会長) それでは、そここのところは、ES指針の話は、例えば案でございますけれども、いろいろな人に怒られるかも知れませんが、それも削除いたします。その後、文章がちょっとぐちゃぐちゃなっていますけれども、結局はガイドラインをまず当面やって、そして、それを引き続き見守っていくというような一種経験法的な発想なのです。法整備の話も視野に入れると、こういうような議論をしておりますので、恐らく大綱法的な考え方とちょっと違うと思うのですけれども、そういうような書き方の論旨はいかがでしょうか。塩をいただいて、位田先生。僕は法学者ではないので。

(位田委員) 一般的に我が国において行政のガイドラインがうまく動くのは確かだと私は思います。ESについても、私はその専門委員会の中に入っていますけれども、それなりにかなり大変な審査をして、特に問題はなかったというふうに言おうと思えば言えると思います。

ただ、気をつけておかないといけないのは、我が国が法律ではなくてガイドラインにするということがはっきりするということです。国際的にはやはり人の胚の取り扱い、法律を定めるとというのが一般的な方向だと思います。クローン胚について認めているイギリスにしても、韓国にしても、法律に基づいてやっています。ところが、日本が法律には基づかない、国のガイドラインが法的拘束力がないということがわかれば、今度は外国から来る研究者をどうするかという問題が早晩出てくるかと思うのです。韓国のクローン胚からのESの研究だって、アメリカと韓国の人々が共同でやったということがあります。

その問題は、クローン技術規制法をつくる際にさんざん議論したと思いますので、そういうリスクも、もしくはボランティアに行政指針を守らないという人が出てきたときに、それをとめる手だてはなくなる。それも了解した上で、ガイドラインにするのかどうかという、そここの判断だと思います。

(薬師寺会長) 重要な問題点です。

ほかの先生方もちょっとその辺でどうぞ。

(勝木委員) 今、せっかく塩を送られたのですが、少し砂糖か何かをお送りして……。

法律を作るのが容易でないと考えられるということが法律をつくらない理由に

なるのですか。つまり、法律をつくるということが容易でないということが、ガイドラインで済まそうという理由になるのでしょうか。

(薬師寺会長) 今、どなたに……。位田先生ですか。

(勝木委員) 位田先生と……。

(薬師寺会長) では、位田先生に。せっかく塩を送っていただいたのに。

(位田委員) 私は薬師寺会長ではないので、薬師寺会長がどうお考えかわかりませんが、容易ではないけれども、私は法律をつくるべきだと思っていますが、しかし、法律をつくるのに、先ほど申し上げたようにエネルギーと時間がかかりますから、選択肢として薬師寺会長の方がガイドラインでどうだとおっしゃるのであれば、それはそれなりに一理はあるであろうと。しかし、本当にそれでいいかということに問題があるのは、先ほど申し上げたとおりです。

(勝木委員) 薬師寺先生が書かれるとして、論旨として、「容易ではないが、しかし」と続くなりいいんですが、容易ではないから法律ではだめだというのは、やはりここに残す文章としては甚だ貧しいのではないのでしょうか。

(薬師寺会長) では、町野先生、よろしく願いいたします。

(町野委員) またびっくりさせると思いますが、再び勝木先生に賛成します。私は先生の言われるとおりだと思います。何もかもとっていつてしまったので、結局、なぜガイドラインによらなければならないかという理由が全然わからない。難しいからガイドラインだというのはあまり説得力がない。ただ、省エネルギーだというだけの話です。

恐らくは薬師寺会長が前に言われていたことが基本的に正しいと思います。倫理観の厳しい対立状況は、最初から法律で居丈高にするというのはいかなものか、しかも罰則までをつけて、ということです。まずガイドラインの方からやってみようということが1つ。

E S 指針がうまくいっているからこれでいいではないかという議論を削られましたが、やはりこれは置くべきです。必要のないところに法律はつくるべきではないということに尽きます。E S 指針でうまくいっているからいいというのは、結局、不必要なことはするなということなのです。

したがって、位田さんから送られたのは塩ではありません。砂糖であった、あるいは睡眠薬であったと思います。

(薬師寺会長) 和やかなのですけれども、ちょっと文章案を決定しなければなりません。今のところは、位田先生の塩の案がございまして、そしてロジックから

言うと、ES指針がうまくいっているがゆえに、受精胚の新しい研究に関するいろいろな整備に関してガイドラインであるというロジックは、なかなか無理があると思います。

ですから、最初からガイドラインというようなことを少し述べさせていただいて、ガイドラインをまずとるのだというようなことで、もしそうであれば、しかし、ガイドラインを見守っていくことによって、そして法的な整備も視野に入れて、引き続き検討していくという、こういう単純なロジックに書くというのはいかがでしょうか。

多分それで反対があると思います。それはやはり、きちんと別のところで展開していただくと思うのでございますけれども、いかがでしょうか。

(勝木委員) 反対ではないですけれども、要件が欠けていると思います。だれが決めて、だれがそれを決定するのかというものがなければ、ガイドラインの意味が全然出てこないと思います。

(薬師寺会長) ですから、それは次のページにありましたように、ガイドラインの具体的内容を検討して……。

(勝木委員) そのことに関しては、推進を前提とする官庁に任せるというのは、私は、これはまずいのではないかという意見です。

(薬師寺会長) 先生、ガイドラインは勝手に丸投げということではなくて、やはりきちんと、それは世間がオブザーブしておりますから、勝手にやるわけではないと思います。総合科学技術会議に関しましても、ここに書きませんけれども、私の個人的な希望としては、ワーキンググループなんかできちんと整備をオブザーブする必要があると、こういうふうには思います。

(島藺委員) そこがまたさっきから申していることで、ここに諸省庁の方が来ていらっしゃるのは、井村会長の時代にそういう決断をしてそうだったのでありまして、各省庁の管轄に任せただけでは問題が残ると。したがって、それより高い見地から方針を決めていかなければならないと。そういうことで、この生命倫理専門調査会があり、各省庁から来ていただいて、情報を提供していただきながら、ここで大きな方針を決めると、そういうことになったのだと思うのです。

したがって、今までの議論をまとめていけば、ガイドラインか法律とするかということを今後も生命倫理専門調査会でさらに検討を進めていくというのが、今ここで行われている議論の非常に正直なまとめではないかと思います。

(薬師寺会長) 先生、先ほど西川先生もおっしゃったわけで、位田先生のお考え

は、やはり法律できちんとつくるべきであると。その中で、ガイドラインは各省がきちんとやれば、やはりそれなりにきちんと整備されていく、今までもそういうふうになっているということですから、各省がガイドラインをつくることをやはり不信を持っているわけではないと思います。前提として、上位法みたいなものがある、そういう中でやるということですから、ガイドラインそのものをつくるということに関して、それはよくないとか、そういう議論では恐らくないと思うのです。

(勝木委員) 島藺先生のと少し関係すると思うのですが、私申し上げているのは、でき上がりは確かにいいものができたとしても、それから独立しているという形態が重要だと思うのです。やはり、今一方で再生医療推進ということが行われている当事者が、そこでブレーキを踏むというのは、ブレーキがきれいに入ったとしても、外からはこれはどこか製のブレーキではないかと思われることが必ず起こる。それは構造上の問題ですから、透明にしておいた方がいい。

今、各省庁は推進の役割を担っているわけですから、何らかの施行をするときに、別のところできちんと具体的な方針が決まって、それに準じて行われるならば、世間の目も、我々の目も透明に判断できるのではないかと申し上げているので、その能力を疑っているわけでは全くありません。

(薬師寺会長) ちょっと終息させていただきたいと思うのですけれども、各省が推進するわけではなくて、厚生労働省もちゃんと倫理的な審査とか、そういうものをきちんとやっておられるわけですから、進めるだけではないと思うのです。やはりきちんと規制をやるというふうになっていますので、その辺のところはあまり議論をしたくないのですけれども、何か少し前向きに文章案みたいなものをご提案いただきたいと思います。位田先生どうですか。

(位田委員) これは両方から叱られるかもしれませんが、E Sの部分は大方はこのまま残して、これまで運用上ですが、「実効性の点で特に問題を生じていない」、一応ここでとめてですね……。

(薬師寺会長) 「いない」ですね、私と同じように。

(位田委員) 「ことからすれば」からその1行ずっと消して、その次の行の一番最後の「このため」というのも消して、「したがって」か何かつなぎの表現を入れた方がいいと思いますが、「かかる社会規範は当面は国のガイドラインとして整備すべきであるが、当ガイドラインの遵守状況等見守りつつ」、ここからですが、あめとむち両方入っておりますけれども、「新たな法整備に向けて今後とも

引き続き検討していくものとする」。 「視野に入れて」というのは、少なくとも私にとっては軽過ぎるので「向けて」というふうにしました。検討した結果、時期尚早という判断もあり得ると思うし、今すぐつくれという判断もあり得るでしょうし、それは国民の意見をこれからもっと十分に聞くべきだというふうに思います。

(薬師寺会長) 位田先生、後の方はこのままでよろしいですか。

(位田委員) 後といたしますと。

(薬師寺会長) 次の整備をするという学協会の部分を外していますよね。

(位田委員) 13ページの一番下の部分ですか。

(薬師寺会長) はい。これはこのままで。

(位田委員) はい。

(島藺委員) 位田先生、さっき薬師寺会長は、前に出された文章に基づいて、女性の保護ということが極めて大事だということをもって、ヒトES細胞の樹立から受精胚のために、ガイドラインという結論が導かれないということをお認めになったので、それに対して、今、位田先生がここにES細胞の指針はうまく機能しているということを入れられる理由がわからないのです。これは、この文脈でガイドラインを是認するという論理でも何でもないので、削除するというふうに薬師寺会長はおっしゃったと思います。

(薬師寺会長) 私はロジックとしてこういうふうに考えました。だから、ガイドラインであると。でも、私が個人的に言うよりは、先生方が文章を決めていただくわけですから、今、位田先生の案は、私の考えからちょっと戻ってしまして、会長が決めるのではなくて、先生方に決めていただかないと。私は提案するだけでございます、今の位田先生の案を事務局、具体的に読めますか。だれか補助いますか。

(外山参事官) 前段は同じ、後段、繰り返しになりますけれども、「したがって、かかる社会規範は当面は国のガイドラインとして整備すべであるが、当ガイドラインの遵守状況等を見守りつつ、新たな法整備に向けて、今後とも引き続き検討していくものとする」と。「したがって」の以前も、「これまでの運用上、実効性の点で特に問題を生じない」で切って、そして先ほどの「したがって」にいくというふうにおっしゃったと思います。

(薬師寺会長) 位田先生。

(位田委員) 今、お読みになったそのとおりです。ES細胞が問題を生じていな

いかどうかというのは、いろいろな困難は実際にありましたし、かなり大変な思いを今でもしていると私は思っていますけれども、しかし、少なくとも今までのところはESの指針については、問題は生じていない。いろいろな形で、事実として受けとめましょうと。私は、一般的にこの国の行政ガイドラインがかなりうまく動いているということも事実として受けとめましょうと。

しかし、それでとどまると困るので、法整備に向けてということで入れさせていただきました。ただし、これは私の主張ではないということをはっきり申し上げておきたい。

それで、できることであれば、「新たな法整備に向けて」の前に「生命倫理専門調査会が」というのを入れていただくのが私は最もいいと思います。ただ、これは薬師寺先生に聞いていいかどうかわかりませんが、この生命倫理専門調査会自身は、このヒト胚の問題を検討した後、どうなるのかなというところがございます。

(薬師寺会長) それは私は答えられないです。

(位田委員) ですから、今まで質問を投げかけていないので。というのは、この生命倫理専門調査会の規定だったと思いますが、この専門調査会の存在は、クローン法に基づいて……。

(薬師寺会長) 附則第2条。

(位田委員) 附則第2条に基づいてつくられておりますので、場合によって生命倫理専門調査会が消滅してしまうと、せっかくここに入れても、意味がなくなるので、できれば「国は」とか入れるべきです。主語がないのはやはりおかしいなと思います。

(薬師寺会長) では「国は」と。

島園先生、どうぞ。

(島園委員) 先ほどから申し上げていることで、薬師寺会長とも合意されたことなのですが……。

(薬師寺会長) 合意というわけではなくて、私も1つの考えで……。先生、ちょっと誤解されているんですが、私も皆さんと一緒に議論をしているわけですから。

(島園委員) わかりました。

ヒトES細胞の指針は、実効性の点で特に問題を生じていないとするのであればそうするとして、しかし、ヒト受精胚の研究目的での作成利用というのは、未受精卵の使用・採取という極めて重い問題を伴っているということを入れるべき

だと思えます。

(薬師寺会長) そうすると、挿入ということになりますか。挿入はいかがでしょうか。それはE Sのことでございますね。それでよろしいですか。

それでは、次の14ページはいかがでしょうか。

島園先生。

(島園委員) 先ほど申し上げたところですが、これも薬師寺提案に基づく記述なんです。薬師寺提案では、非常に重要なことは科学的検証というふうにお書きになりましたが、その後の審議で、黒田委員が言われたことが1つのはっきりとした転換だったと思えますが、科学的検証ということだけではなくて、それは常に倫理的な検証、あるいは社会的な妥当性の検証と結びついているということがあったと思えます。そのことをここに入れていただきたいと思えます。科学的合理性、あるいは科学的検証だけではなくて、倫理的な妥当性や社会的な妥当性ということを入れておくべきであろうと思えます。

(薬師寺会長) それはどうですか、先生方。特に異論はございませんか。

はい、どうぞ。

(外山参事官) 14ページで線を引っ張ったところですが、現場で行うところには倫理的検討をする体制のことが書いてありまして、今、島園先生がおっしゃったのが総合科学技術会議におけるところだとすると、会長提案というのは、ここでとにかく科学的検証を総合科学技術会議を中心として行うんだと。

ただ、当然、ご説明したように社会的妥当性の評価についても基づいた見直しを行うことも必要だということで、15ページの方に、「最新の科学的知見や社会的妥当性の評価に基づいた見直しを行うことも必要である」と、こういうふうに書かれているわけでございます。

(勝木委員) わざわざ社会的妥当性云々というのを除くのはどういう理由ですか。

(薬師寺会長) ですから、15ページの方は「むすび」のところできちんと書いているわけです。

(勝木委員) しかし、そこでわざわざ除くのはどういう理由ですか。

(薬師寺会長) 除くというか……。

(外山参事官) 会長、14ページの方ですね……。

(薬師寺会長) ちょっと説明してください。

(外山参事官) この14ページの最後の段落の記述につきましては、6月23日に薬師寺会長の方から提案されて、皆様に了解された会長方針に忠実に記載して

いると。そのときに、いろいろな論点になったのは、特に科学的検証について不十分だったのではないかということ踏まえて、会長の方から、常にこういった科学的検証を行う必要があるというふうなご指摘のとおりに記載しているところでもあります。そういう流れを踏まえているということでもあります。

(薬師寺会長) 過去にあまりさかのぼりたくないのですけれども、島藺先生、3つ、例えばクローン規制法とクローン胚を開始するに当たって、やはり制度的な整備、それから女性の保護みたいなものの整備、それから科学的な検証というふうに書かせていただきました。

それから、それプラス、3プラス1ということで、限定的にやはりこういう重要な問題ですから、これも勝木先生と議論して、きちんとした場所で責任を持って、だれとでもというわけにはいかないだろうと。そういうものが整備された段階で解禁をするのだということを議論しているわけです。

だから、それはそこに入っているのではないかと私は思うのですけれども。

はい、どうぞ。

(島藺委員) 勝木先生が科学的検証とおっしゃるのは、倫理的な問題を正しく判断するためには、科学的な基礎的な知識をしっかりと踏まえた上でなければならぬということであって、科学と倫理というものを分けて、科学だけということではないと思います。これまでの本文の中でも、多くの箇所でも科学的と倫理的というのがずっと並んで出てきておまして、ここだけ科学的にする理由というのはほとんど見当たらないし、なぜここで倫理的、あるいは社会的という問題が抜け落ちるのか理由がわからないのですね。

(薬師寺会長) 倫理的、社会的ということではなくて、忠実に法的な整備と制度的な整備と、それから女性の保護の整備、だから、それが社会的という言葉だけれども正確に私は提案をしたわけで、科学的な問題がなぜ重要かというのは、やはり今までの先生方のご議論の中で、繰り返し言うつもりはないのですけれども、余剰胚の中のES指針の中であって、その科学的な状況はきちんと、それから勝木先生がおっしゃるように、やはり動物の問題もあると。そういうようなものは、やはり科学的な検証の中でいかに科学的検証が重要かということで、私は先生方のお考えを中心にここは書かせていただいたと思っております。

位田先生、どうぞ。

(位田委員) 修正案です。

この「また」の段落というのは、社会選択として人クローン胚の研究をあけた

ということです。科学的な要素が非常に重要だというのはおっしゃるとおりなので、はっきりどちらに入れようか今迷っているんですが、とりあえずはこの段落の一番最後、「研究の中止の勧告も含めた措置を講ずるものとする」の後に、「また」で1つ文章を入れるんですが、「また、人クローン胚の作成・使用及びSCNT - ヒトES細胞を用いる再生医療について、社会的妥当性が失われる場合にも同様である」と。つまり研究の中止または何らかの措置をとるということですが。

(薬師寺会長) それはどうですか。

(位田委員) つまり社会選択をするという以上は、もちろん科学的な知見は重要ですが、それに基づいて社会がそう選択したということですから、それはやはり社会的に妥当だという判断をそこで下しているわけです。しかし、それが崩れれば、やはり中止をせざるを得ないという意味で、「社会的妥当性が失われる場合にもまた同様である」と、そういうふうにするかどうかと。

(薬師寺会長) ちょっとお待ちください。これはどうでしょうか。

また、人クローン胚の作成・使用及びSCNT.....。

(位田委員) そうですね、ソマティック・セル・ニュークリア・トランスファーですから、「SCNT - ヒトES細胞を用いる再生医療について、社会的妥当性が失われる場合にはまた同様である」と。

(薬師寺会長) 町野先生。

(町野委員) また、今度は位田委員、島蘭委員をびっくりさせて申しわけないんですけども、さらにその修文が必要のように思われます。「なくなる」というのは非常に無責任な言い方であって、要するに検討してそれがなくなったと判断するということですから、「妥当性が欠如すると判断されたときには」というのが恐らく島蘭委員のご趣旨だろうと思います。今日はたくさんの人をびっくりさせて申しわけございませんでした。

(薬師寺会長) それでは、そういうことでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

鷲田先生、どうぞ。

(鷲田委員) 今日中に大阪に帰らないといけないものですから、ちょっと根本的なことを1つ、それから少し感想めいたことを2つ言わせてください。

この後、どうしても議論していただきたいのが14ページの下から5行ほどですが、「上記の制度的枠組みの整備を踏まえつつ、総合科学技術会議を中心とし

て、科学的検証を行う」云々、それから最終行の「研究の中止の勧告も含めた措置を講ずる」のこの全体をどの機関が行うのかということ、やはりここではっきりさせてこの報告書を閉じていただきたいと思います。やはり「総合科学技術会議を中心として」という表現も、これはいろいろな考え方ができるかと思いませんので。それからまた、中止の勧告も「この会議を中心として」を受けているのかどうか、主体がはっきりしないということです。

それから、もとに戻って恐縮なんです、13ページの制度の内容の(1)のところですが、どんどん削除されていって、ガイドラインでやるということも前回の会長の言葉を借りますと社会的選択かのように、つまり根拠なくガイドラインでいくのだと。それから、位田委員が限定つけられた「法整備に向かって」というのも、位田委員のおっしゃる法でいかないとだめなのだということを外してやると、法整備に向かうことも根拠なしなのです。全部選択の問題になっていって、何かこの報告書というのは、この審議会の多数の人たちの意思表示の文章のように肝心のところでなっている。つまり、会長が最後の報告書では論理的な筋道だったとおっしゃったことが、大事なことに限って根拠なしに選択の問題になっているということです。

それから、最後はおわびなんです、島園先生と共同提案したところなんです、9ページ一番最後、「人クローン胚の作成・利用は『よき生存』への人としてのぎりぎりの願いに応えるため」というふうに書いていただくように提案しました。これは、単に幸福追求があまねく基本的人権だということではなくて、この場合、単にそういう広い意味の幸福追求権ではなくて、ある限定されたという意味でこれを入れていただいたんですが、これをごらんになったある委員から、「よき生存」だったら、また何でも私にとってよいものというふうに広がっていくからだめだというご助言をいただきまして、例えば、こういうふうに修文していただけないでしょうか。

「『よき生存』への」の次の「人としての」を先にしまして、「人としての『尊厳ある生存』へのぎりぎりの願いに応えるため」。

(薬師寺会長) それは先生、9ページ……。

(鷲田委員) の最終行でございます。下線部のところを「人としての『尊厳ある生存』へのぎりぎりの願いに応えるため」。

後はまた議論してください。すみません。

(薬師寺会長) ありがとうございます。

(外山参事官) 行政的なご質問ですので。

14ページでございますけれども、先ほどの「総合科学技術会議を中心として」と書いたのは、まず総合科学技術会議が責任を持ってこれをやるということでありまして、この総合科学技術会議には意見具申権があるわけでございます。それによって省庁が動くということで、大きな意味で研究推進の、あるいは中止の勧告を行うということでございます。ただ、「中心として」と書いてあるのは、上記の制度的枠組みの整備を踏まえつつということでありまして、具体的には厚生労働省の厚生科学審議会であるとか、あるいは文部科学省の科学技術学術審議会であるとか、そういうところとの連携も視野に入れる必要があるということでございます。決して引っ込んでいるというか、そういうことではございません。(薬師寺会長) それから、鷲田先生のご指摘はやはり厳しく受けとめたいと思います。

ただ、やはりここはエピステモロジーといえますか、一番基本的なアプローチの認識論の違いでございます。先生方が議論されているようなものも私はそれなりに理解しているつもりです。それで、私は少しずつそういうふうに向かっていくような考えを持っていまして、最初に、そういうふうな基本的な原則に関しては、この基はやはり合意しているわけです。それを法律としてどういうふうにするかというのは、非常によく私は理解しますけれども、私の場合には、こういう形でやや漸近的でございますけれども、こういうアプローチということで、エピステモロジーを出ささせていただいて、全く無節操につくり上げたというわけではないという弁明になりますけれども、多分先生のエピステムボロジーと私のエピステモロジーがちょっと違うということだと思えます。

(鷲田委員) 一言だけなのですが、前回7月7日ですが、会長の制度整備に関する原案が出まして、今日は修正を一部されました。

(薬師寺会長) もう大分修正いたしました。

(鷲田委員) その間に幾つか取り入れていただきました。それから、今日初めて石井委員、位田委員から、この中の専門委員としては初めてまとまった意見表明がなされました。それは、先生の原案とそれから両委員の提案とは根本的には真っ向から対立するもので、ガイドラインからいくか、法に基づいたガイドラインでいくかというふうに真っ向に対立したわけです。

(薬師寺会長) 法の方に向かっていきますけれども。

(鷲田委員) 本日は、それがここで最初に議論される場でした。会長原案につい

ては、さまざまな疑念がさまざまな箇所に関してなされました。他方で、位田委員のは説明されただけでほとんど論議されないで、実際には、これは遅れるからとか物すごく難しいからとか、あるいは研究を縛るものであるとかという論理そのものの不備ではなくて、そういう附帯的なところでしか反論がなされなかったように思うのです。

だから、私はやはり論じられなかったというふうにまだ考えております。

(薬師寺会長) 私は、同じ研究者としては論じたつもりですけれども、今までの議論は、やはり難しいとかそういう話でした。そこの違いで、法理論的に言うと負けそうな感じがするわけですがけれども、全く議論をしなかったわけではないと私は個人的には思っておりますけれども。申しわけございません。

先生、どうも本当にありがとうございました。

それでは、ほかに。島菌先生どうぞ。

(島菌委員) 鷲田委員のおっしゃったもう1つの方の技術的な問題ですが、鷲田委員と私の共同提案の中の、5ページの方にも挿入したところがあると思うのですが、これは事務局の方で、本来4ページの(3)のイに入るところのものをこちらの5ページの案のところに入れられたので、ここではあまり意味をなさないと思うので、これは削除していただきたいと思います。

それから、先ほどのどこの機関がということは、薬師寺会長は、この審議会は皆さんで考えたことをまとめるのだとおっしゃったのです、何度もおっしゃっている。しかし、ここだけについては私のエピステモロジーだとおっしゃっている。それはどういう違いでそうなるのかちょっとわかりません。

(薬師寺会長) それは先生、私は個人でそういう指摘ではなくて、ここは今、鷲田先生がそういうふうにおっしゃったので、私はここの部分に関して議論をしているわけで、その法整備をすぐ最初からやるかやらないかというのは、エピステモロジーの違いでこういう修文を書かせていただいたと、これだけでございます。

第4章は、大体骨格ができ上がったわけですがけれども、いろいろ法整備をきちんと基本法的にやるお考えから、少し違う結論になっております。ですから、それはやはり少数意見の中できちんにご議論をしていただくのがよろしいのか、もう少しこの部分は議論をすればよろしいかということですがけれども、今、8時45分になっておりますので、その辺のところは、今日が最後でございます。よろしく願いいたします。

何かご意見は。藤本先生、お願いします。

(藤本委員) 今、我々がこの報告書にまとめようとしていることは、あくまでも臨床研究ではなくて、基礎研究のレベルのことを論じているのだと思うのです。例えば、生殖補助医療につきましても、ここで新たにガイドラインを作成するに際し、私はこれで大変よろしいと思うのですが、ただ、20年前のことを考えますと、生殖補助医療についてどの程度の国民の受容性があったかということを見ると、本当にそら恐ろしい気持ちになります。今、20年たって一般医療化して、やっと定着してきて、それで今、研究面にガイドラインができてくる、これはむしろ遅いぐらいだったと思うのですけれども、そういう状況です。

クローン胚につきましても、基礎研究の段階から法規制で縛るということが本当にいいことかどうか。ガイドラインである程度の規制をしておいて、許可することで良い。しかもこのクローン胚は多くの施設で基礎研究をするということにはならないわけでございます。国が審査をし、恐らく二重審査の過程があると思うのですけれども、非常に限定した研究機関、あるいは限定した研究者が携わっていくと思います。

基礎研究の推進に、法律が本当に適するかどうかと思います。ある程度基礎研究がガイドラインの下に進行して、それなりの評価を受けて臨床研究へ入るとき、やはり臨床研究になりますと、医療と関係してきますから、法的な規制の立ち入りがあって、当然だと思います。

したがって、基礎研究のスタートは、私はガイドラインでいくべきだと思います。

(薬師寺会長) わかりました。先生方、位田先生、本当に反対意見の中でこういうふうに案をお出しいただきまして、ありがとうございます。

町野先生、どうぞ。

(町野委員) 今の藤本委員のご発言なのですが、クローン胚については現在のクローン規制法がかかっておりますから、これは完全に法律です。法律に根拠のあるガイドラインです。その点では位田委員の言われているのと同じです。結局、今問題なのは、受精胚をつくることについて、それを法律によるかガイドラインによるかということでございます。

(藤本委員) ですから、そこは基礎研究ですから……。

(町野委員) それは先生のおっしゃる……。

(藤本委員) ガイドラインで。

(町野委員) はい、そちらの方です。クローン胚について。

(藤本委員) ちょっとごめんなさい、勘違いしました。クローン胚についても、基礎研究はガイドラインで。

(薬師寺会長) 議事の進行に関しましてご提案申し上げます。

第4章は、一応修正案でいろいろいただきまして……。

(石井委員) 4章を終わるのでしたら、最後のどこが検証するかということとも関連するのですが、会長提案ではモラトリアムと言った。モラトリアムを解除できるということをご確認するのが、はっきりしないことを危惧しますので、そのところの責任を明記するようにしていただきたい。

(薬師寺会長) そうすると、具体的にどういうふうに書きましょうか。私は、総合科学技術会議がかなり踏み出しています、総合科学技術会議の中からいっても、総合科学技術会議がきちんと科学的な検証及びモニタリングなんかもすべきではなかろうかと思えます。

ただ、私が勝手に個人的に思っているわけですが、実際に総合科学技術会議の中でももちろん議論をしなければいけないので、自由に書けるわけではありません。でも、もし先生がそういうふうにおっしゃるならば、そういうところで総合科学技術会議がきちんとモニタリングをやるというふうにも書くこともできると。

はい、どうぞ。

(外山参事官) 書かずとも、要するに会長提案の体制整備につきまして、こういった枠組みの整備について、厚生労働省と文部科学省が、例えば受精胚であればガイドライン、あるいはクローン胚の方であれば特定胚指針等を定めるわけです。定めるというのは、それぞれの所管官庁が定めることをもって定まる。その場合に、総合科学技術会議の方に諮問・答申のような相談がある場合もある。しかし、原則、所管官庁がやることをもって体制整備ができたということの確認を通常、行政ではされるわけです。

一方、科学的検証については、これは非常に次元の高い話なので、総合科学技術会議が意見具申権という内閣府設置法に基づく権能に基づいて執行すると、こういう枠組みになっておりまして、不明確だということではなっておりません。

(薬師寺会長) 島園先生、なるべく前向きな……。

(島園委員) それでは、最後にこういうのを付け加えたらどうだということ。

「生命倫理専門調査会が、この問題にどう関わっていくかは、今後、総合科学

技術会議で検討する」と、そういうふうに入れられたらどうでしょう。

(薬師寺会長)そこはどこに。あまり入れるような場所がないのですけれども、どこでしょうか。

(島園委員)今、いろいろな検証をするとおっしゃったその後です。いろいろな検証をしなければならないということをおっしゃった。

それはもう1つ、この生命倫理専門委員会が大きな任務を負ってしてきました。今後、この委員会はどうなるか何もおっしゃってないわけですが、そのことを少しでも何か残すべきであろうと。

(薬師寺会長)法律の先生はご存じのように、平成13年6月6日にクローン技術規制法ができて、附則2条で委員会が立ち上がって、そういうことです。それは、それ以上のことはなかなか言えない。私は、ここの生命倫理専門調査会の行く末とか、そういうようなものはここで言う話ではないだろうと。ただ、総合科学技術会議はありますから、そこで責任をとろうということでございます。

そこで収めさせていただきまして、ちょっとよろしいでしょうか。

そういたしますと、もう9時になります。やはり時間の問題が……。

4章は本当に時間をかけさせていただきまして、ありがとうございました。それで、全体として少しご議論を、今5ページの「子供を産みたい」というところに削除案が出ました。

それから、鷲田先生がお帰りになる前に、9ページの「人としての『尊厳ある生存』へのぎりぎりの願い」と直させていただきました。そういう点では、やはり制度的な枠組みが一番重要だということで、十分時間をかけましたけれども、ほかのところに関しましていかがでしょうか、少しご意見をちょうだいしたいと思います。

石井先生、どうぞ。

(石井委員)会長提案の中では、未受精卵の入手についての制度的枠組みの整備が重要ですが、その制度的枠組みについては、厚生労働省で、検討することになっている。その前提として議論すべき事項は11ページの方に書いてあると思うのですが、11ページの未受精卵の入手については議論をしていないと思います。

(薬師寺会長)先生、アのところですか。

(石井委員)アのところですね。アの3段落目で、「卵巣や卵巣切片からの採取が最も適当な方法と考えられる」などということについて、決めてないと思うの

ですけれども。

(薬師寺会長) そのこのところの議論に関しましていかがでしょうか。

(町野委員) 修文をしていただいたらよろしいと思います。

(薬師寺会長) どういうふうに修文をすればよろしいでしょうか。何かご提案ございますか。このこのところはどういたしますか。

黒川先生。

(黒川委員) 「最も適切な」というとやはり極めて適切ではないわけだから、そう言われるとそれもそうだとということで、それも可能性があるわけだから、「採取も1つの方法と考えられる」というところだろうと思います。

(薬師寺会長) 「1つの方法である」。

(黒川委員) 徹底に議論したわけではない。

(薬師寺会長) 今後、この点については継続的にやはり議論すべきであるというふうに入れますと、またどこでやるかという島菌先生の……。

(黒川委員) それは言わなくて大丈夫だと思います。

(石井委員) 入れていただいた方がよいと思います。厚生労働省では単にガイドラインをつくるのではなくて、どういうことが考えられてなくてはならないか、議論をした上でどのような問題があるかをきちんと踏まえて、未受精卵の採取のガイドラインは決めていただきたいと思います。

(薬師寺会長) この整備が必要です。この点を十分……何と書きましょうか。先生、どういふふうに書けばよろしいですか。

段落がございませう。「1つの方法である」でとめます。そのこの後に入れますか。「生殖補助医療目的で採取された未受精卵で同目的に利用されないものや」、ここはちょっと違う話ですね。今、先生がおっしゃっているのは、卵巣や卵巣切片からの話ですね。

(石井委員) それだけではなく、未受精卵の採取が可能であるのか、どのような方法であれば許されるのか、その点について十分な議論を踏まえたガイドラインの作成が必要であるという趣旨です。

(薬師寺会長) 事務局、それ追っていますか。

(外山参事官) おっしゃっていることはわかりますけれども、どこをどうするかわかりませう。

(薬師寺会長) 恐らく梓組みの整備が、つまりちゃんとやれということですね。ちゃんとやれというふうには私、多分入れておりますけれども、よろしゅうござい

ますか。

だから、ここで今、黒川先生が言ったように、「1つの方法である」とか「最も適当な方法と考えられる」というのは、やはり議論していないので、そこはそういうふうに事実だけを述べさせていただきたいと思います。

石井先生、それでよろしいですか。もう少し何か文章を入れますか。

どうぞ。

(藤本委員)文章だけからいきますと、事実だけにとどめて、「未受精卵の入手は手術等により摘出された卵巣や卵巣切片からの採取が考えられる」で文章を切って、「が」と続けないで、その次の文章も「凍結未受精卵の不用化に伴う利用等も」となっていますから、2つの文章で書けば問題ないのではないですか。

それから、この未受精卵の入手ということについて……。

(薬師寺会長)先生、どういうふうに行けばよろしいですか。

(藤本委員)ですから、文章をもう一度言いますと、「採取が最も適当な方法と」というのはとってしましまして、「採取が考えられる」で1つの文章で終わってしまっただけではどうでしょうか。そして、次に「生殖補助医療目的で採取された」云々ずっと来て「利用等も可能な場合がある」、「あると考えられる」でもいいですけども「ある」で。あまり面倒な表現にしないで簡潔に。

(薬師寺会長)「しかし」がありますね。

(島藺委員)「あり得ると考えられる」のままにさせていただきたい。

(藤本委員)どちらでもいいです。

(薬師寺会長)では「考えられる」で。

(藤本委員)「しかし」以下はこのままでいいと思います。

(薬師寺会長)ただ、石井先生の気持ちをきちんと、整備の話は今、しているわけです。だから、きちんと整備をしろということです。

(藤本委員)ただ、それはこの間もボランティアのことも出ていましたけれども、これは実際にこの研究が始まってみないと、我々予測できない分野ではないかと思うのです。未受精卵の入手というのが本当に困難なのかどうか、むしろ積極的な善意のボランティアもいないとも限りませんし、臓器移植レベルの問題に卵の提供が位置づけられる可能性もあると思うのです。

(薬師寺会長)先生、ボランティアの話になるとまた戻っていきますので……。

(藤本委員)ですから、ボランティアのことは触れませんが、そういう可能性も持っている問題です。

(薬師寺会長)ただ、今は整備が重要であるというメッセージをきちんと伝えるというのが石井先生の案ですから、石井先生、それは何か案はありますか。

(石井委員)「その点を十分考慮した枠組みの整備が必要である」と。

(薬師寺会長)その点を十分考慮した枠組みの整備が、制限されるべきでありで、「その点を」でその後続くわけですね。「十分考慮した枠組みの整備が必要である」と。その間に、「制限されるべきであり」の次に、先生がおっしゃった「その点を十分考慮した枠組みの整備が必要である」と、それでよろしいですか。

(外山参事官)了解しました。

(薬師寺会長)あとほかにいかがでしょうか。

そうすると、「むすび」の部分も含めまして、そろそろ決定するプロセスに入っていきたいと思えますけれども、大分先生方から塩も砂糖もいただきまして、本当に助けていただきました。

「むすび」のところは、やはり社会的妥当性の評価ということも書いております。ここのところはそんなに問題ないと思えますけれども、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

そういたしますと、今の修文をきちんと記録にとどめました。それで、先生方のご意見も入れさせていただきました。

主文といたしまして、これで決定してよろしゅうございますでしょうか。

位田先生、どうぞ。

(位田委員)「むすび」のところですが、やはり第2段落、ヒト胚の取り扱いについてはというところの真ん中辺で、「社会規範を整備することにあるものと理解し、取りまとめたものが、本報告書である」というそこまではいいと思うのですが、この後ろぐらいかなと思いつつ読んでいますけれども、文章をきちんとは考えておりませんが、しかしながら、この「むすび」の中には、やはり「この報告書の内容では不十分と考える意見も存在することは否定できず、それらについては少数意見としてこの報告書に添付してある」と、そういう趣旨のことを入れて、少数意見として添付されているということを書いていただくべきかと思えます。

(薬師寺会長)それはどうですか。

(外山参事官)少数意見も含めて全部主文と連結するという論理でよろしいんですか。

(位田委員)そうではなくて、一応取りまとめたのが本報告書であるというのが

この主文の……。

(薬師寺会長) これはここでもう終わっているわけですね。

(位田委員) この主文のお話であって、しかしながら、本報告書の内容では不十分というのか、不適切と言った方がいいか……。

(薬師寺会長) 内容では……。

(位田委員) どっちがいいですか。

(町野委員) よろしいですか。

報告書自体がこの報告書は不適切であると書くというのは非常におかしな話ですから、それは今、事務局が言われたとおり、これは少数意見とは別だということにしなければ。

(位田委員) だから、その少数意見があるということを何らかの形でこの「むすび」のところに付けていただく方がよいのではないかと。私、文章を考えないで今発言をしましたので、そのとおり書けと申し上げているわけではありません。

(薬師寺会長) そうすると、どういうふうに書きましょうか。そんなに報告書を否定するように書くことはなかなか論理的に、むしろ少数意見の中で書いていただいて。そういたしますと、位田先生、ここのところはこういうふうに……。

(位田委員) その段落の2行目ですが、「議論の一致点を見出さなかった部分もあった」と書いてありますので、「議論が一致できなかった部分については少数意見が添付されている」なり何なり、ちょっとどこかに入れていただくと。

(薬師寺会長) どうですか。町野先生、それは論理的に……。

(町野委員) 別に、私は結構だと思えますけれども、事務局がどう言われるか。

(薬師寺会長) それはどういう文章になりますか。

(外山参事官) 書いておりますけれども、会長、意見具申するときに、これからどういう少数意見が出てくるかわかりませんけれども、セットであるんでしょうか、それとも……。

(薬師寺会長) セットというのはどういうことですか。今、位田先生が言われたのはどこでしたか。

(位田委員) 2行目。

(薬師寺会長) 「議論の一致点を見出せない部分もあった」と。

(位田委員) そういうふうに書いてありますので。

(薬師寺会長) ここでよろしいのではないかと思うのですね。その辺は、やはり旗幟鮮明にしておかないと、具申のところにはあって、それに対して……。

だから、ここはその部分が含まれているわけで、一致点が見出せない部分もあった。それは、やはり先生たちのところで議論していただいた方が。

石井先生、どうぞ。

(石井委員)「部分もあり、少数意見が付されている」と書いていただいた方が、よいと思います。

(薬師寺会長)議論の一致点を見出せない部分もあったと。

(石井委員)「あった」で切らないで、「あり、少数意見が付されている」と。

(薬師寺会長)これは法的な問題がございますので、つまり事実として少数意見が、「見出せない部分もあり、少数意見として添付されている」と。

(町野委員)それでいいと思いますけれども、事務局に提案するのも問題かも知れませんが、「巻末に添付されている少数意見もあるように必ずしも意見の一致したところであったというわけではない」という意味です。

(石井委員)そうです。

(町野委員)そうですね。

(薬師寺会長)これは先生、多分そういうふうに書くと、やはり少数意見もこっちの中に入っているのではないかとか、いろいろな議論があるので、このところは、もしできますれば、このままの部分もあったということで、そういう先生なんかのご議論も入っていると。やはり少数意見をちゃんと添付いたしますから、そういう点で、そういう部分が、事実あった部分があるということがわかれば僕はいいのではないかと思うのです。いかがでしょうか。

(石井委員)先ほど外山さんが少数意見も含めて具申されるのですかとおっしゃった点からすると、少数意見も一体のものとして扱っていただきたいという趣旨で、少数意見もあるということを書いていただきたいと申し上げたのですが。

(薬師寺会長)先生、前回ご議論したように、主文をまず決定していただくわけです、ご協力いただいたように。それで、それをベースに少数意見はその後でご議論するわけです。そうすると、論理的に考えると、やはり入れこのようになってしまいますから、このところはこのように書かせていただいて、そしてそれをベースに少数意見を添付させていただくと、そういうのでいかがでしょうか。お気持ちは本当にわかります。

いかがでしょうか。そういう形で、この主文に関しましてこれで決定させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

では、そうさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

位田先生、どうぞ。

(位田委員) これ以上、主文に文句をつけるつもりはありません。

2点だけ申し上げたいと思います。

1つは、私は今日、いろいろ資料を送りましたけれども、今日の提案は機関としての決定がなされたという事実を踏まえて、いろいろ対立はありましたけれども、それを越えてできるだけいい方向にと思って、建設的に申し上げました。その中で、できるだけ今後の方向性を示そうとしたつもりでございます。もちろん、私の主張を変えたわけではありません。しかし、今もってこの最終報告書は、私の意見が取り入れられたとしても、このままでは各省の段階でのルール作成のための具体的な方向をつけた要素が示されていると私は思っておりませんし、このままでは各省におろすべきではないというふうに思っております。これが第1点。

第2点目は、この生命倫理専門調査会の3年近い審議の中で、いろいろな手続上のイレギュラーな問題が起きました。とりわけ井村会長の最後の段階で、無記名のアンケートのようなことをやり、かつ、それを多数、大多数、少数というような形で記載がなされたということ。2番目に、先日の採決について採決をするというふうに予告されていた方と、採決をするということを知らなかった方がいたという事実、それから会長提案の内容を知っておられる方と、知っておられなかった、したがって当日になって急に見たという委員が何人もおられたという事実。

それから3つ目に、これは本来なら議論していただくべきことですがけれども、参考資料の中で、研究の現状としていろいろな成果が表になって上げられています。これらの科学的な知見もしくは研究の成果というのは、これこそもっと先に出していただいて、それを我々はメリット・デメリットを議論したかったにもかかわらず、今まで出てこなかったと、そういう手続的な問題。私が申し上げたいのは、この3つが主ですがけれども、そのほかにもいろいろな問題がございました。

本来なら、民主主義の意思決定をする場合には、こういった手続的なイレギュラーがあれば民主主義というのは崩れます。生命倫理のルールをつくるこの機関において、そういう非民主的な手続が行われたということは極めて残念です。民主主義というのは適正な手続がなければ成り立たないわけですから、そういったイレギュラーなことがやはりこの専門調査会中で行われたということは極めて残念です。私としては、そういう非民主的な環境の中で議論をされ、結論に至ったそういう報告書であるということを最後に発言させていただいて、記録に残させ

ていただきたいと思います。

ありがとうございました。

(薬師寺会長) 大変重く受けとめたいと思います。

あと、事務局から連絡がございました。

それで、私は今、位田先生の言ったお話は、やはり事前にご批判していただいておりますので、そういう点では重く受けとめておきたいと思います。

私、担当いたしました11回しか至っておりません。いろいろな点で手続的にまずい点があったことをおわび申し上げます。

それから、同時にお礼を申し上げたいと思います。今日も随分助けていただきました。

私は満足でございますけれども、慎重派の先生たちにもやはり信義を感じて、今、先生からアンデモクラティックというご指摘も受けましたけれども、できるだけ信義をベースにご意見を傾聴しながら、できるだけ今までとは違った方向で入れさせていただきます。それから、慎重派の先生方の意見に賛成して科学的な部分もヒアリングで整序してやりました。もしその部分を議論に使える、もう少し前に進んだと思います。返す返すも、時間がないということにしまして、残念でなりません。でも、先生方がいろいろご協力していただいた結果として、一応、今日で附則2条の責任を全うすることができました。本当にご協力ありがとうございました。

それでは、事務局から少し。

(外山参事官) ちょっと事務的に申しわけありません。

資料4で、ああやってパブリック・コメントをしたわけでございますけれども、これは意見をいただいた方にお返事を書かなければいけないということございまして、これは科学技術政策統括官として回答させていただきたいと。ただ、その際に、このパブリック・コメントを分類したときの賛成、反対といった意見に分けるのではなくて、今日の最終報告書の流れに沿った主要論点で分けさせていただきます。今日、まとまった最終報告書を事務的にそれぞれ回答で割り振った形でお返ししたいというご報告でございます。

(薬師寺会長) これで終わらせていただきますけれども、本当にありがとうございました。最後に当たりまして、御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

これで終わりにしたいと思います。

どうもご苦労さまでございました。

午後 9 時 1 4 分 閉会